



第2期

# 甲佐町こどもゆめプラン

子ども・子育て支援事業計画 次世代育成支援対策地域行動計画

令和2(2020)年度～令和6(2024)年度



令和2年3月

熊本県 甲佐町



## はじめに

我が国では、平成30年以降も少子化の進行と人口減少が続いており、地域社会において結婚、出産、子育てを取り巻く環境にも影響を及ぼしています。

また、子どもや家庭を取り巻く環境は、核家族化の進行や地域におけるコミュニティの希薄化などにより、児童虐待や子どもの貧困問題などの様々な課題が見られます。このような状況に対応するため、質の高い幼児期の教育・保育の総合的な提供や保育の量的拡大・確保、地域の子ども・子育て支援の充実に向けた取り組みを総合的に推進することが求められています。

甲佐町においては、国・県の事業計画に沿って計画的に施策を推進するため、平成27年3月に平成27年度から令和元年度までの5年間を計画期間とする「甲佐町こどもゆめプラン」(子ども・子育て支援事業計画・次世代育成支援対策地域行動計画)を策定し、子育て支援施策を総合的に進めてきました。

更に、令和2年度から令和6年度までの「第2期甲佐町こどもゆめプラン」(子ども・子育て支援事業計画・次世代育成支援対策地域行動計画)を策定し引き続き子ども・子育て支援施策を進めて参ります。

この計画では、「元気はつらつ甲佐っ子」を基本理念とし、人権の尊重や地域の人材を活用した子育て家庭への支援を通して、健やかに生まれ育つことができる総合的で利用しやすい子育てサービスの充実を目指しています。

計画の実施に当たっては、行政と住民や企業も含めた地域が一体となって、一人ひとりの子どもが自然豊かな町で健やかに成長できるよう取り組んでまいりますので、町民の皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

おわりに、本計画の策定にあたりまして、「アンケート調査」に貴重なご意見とご協力をいただきました保護者の皆様をはじめ、「策定委員会」の委員の皆様には厚くお礼申し上げます。

令和2年3月

甲佐町長 奥名克美

# 目次

<b>第1章 計画策定にあたって</b> .....	<b>1</b>
1. 計画策定の背景 .....	1
2. 計画の位置づけ .....	2
3. 計画の期間 .....	3
4. 計画策定の体制 .....	3
<b>第2章 甲佐町の子どもと家庭を取り巻く状況</b> .....	<b>4</b>
1. データからみえる子どもと家庭を取り巻く状況 .....	4
2. アンケート調査結果からみえる子どもと家庭を取り巻く状況 .....	11
3. 第1期子ども・子育て支援事業計画の評価 .....	23
<b>第3章 計画の基本理念と基本方針</b> .....	<b>28</b>
1. 計画の基本理念 .....	28
2. 大切にすべき視点 .....	29
3. 計画の基本目標 .....	30
4. 計画の体系 .....	32
<b>第4章 施策の展開</b> .....	<b>33</b>
基本目標1 誰もが個性を認め合い、より住みやすい地域づくり .....	33
基本目標2 親が安心とゆとりを持って子どもを生き育てることができる環境整備 .....	37
基本目標3 子どもが心身ともに生き生きとすこやかに育つ施策の推進 .....	41
<b>第5章 子ども・子育て支援事業計画</b> .....	<b>48</b>
1. 教育・保育提供区域の設定 .....	48
2. 教育・保育の量の見込みと確保方策 .....	49
3. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策 .....	53
4. 「新・放課後子ども総合プラン」に基づく市町村行動計画 .....	60
5. 子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保の内容 .....	61
6. 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保 .....	61
7. 産後の休業・育児休業後の施設の円滑な利用の確保 .....	61
8. 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する県施策との連携 .....	62
9. 労働者の職業生活と家庭生活との両立のために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携 .....	64

第6章 計画の推進に向けて .....	65
---------------------	----

1. 関係機関等との連携 .....	65
--------------------	----

2. 計画の達成状況の点検・評価 .....	65
------------------------	----

第7章 資料編 .....	67
---------------	----

1. 甲佐町子ども・子育て会議条例 .....	67
-------------------------	----

2. 甲佐町子ども子育て会議委員名簿 .....	69
--------------------------	----

# 第1章 計画策定にあたって

## 1. 計画策定の背景

わが国では、急速な少子・高齢化の進行によって、人口構造にひずみが発生し、労働力人口の減少や社会保障負担の増加など、地域社会の活力を低下させる大きな要因となり、地域社会へ深刻な影響を及ぼすことが危惧されています。

また、子どもや家庭を取り巻く環境は、共働き家庭の増加、核家族化の進行、地域におけるコミュニティの希薄化といった流れの中にあり、また、児童虐待や、子どもの貧困の連鎖といった様々な課題への対応が求められています。

国においては、「エンゼルプラン」（平成6年）、「少子化対策推進基本方針」及び「新エンゼルプラン」（平成11年）などにより、少子化対策が進められてきました。しかし、出生率の低下には歯止めがかからず、全国の合計特殊出生率は平成17年に1.26という過去最低を記録して以降、若干持ち直してきてはいるものの、平成30年は1.42であり、人口規模を維持できるとされる2.07から見ると依然として低い状況にあります。

こうした少子化の流れに対し、平成15年には子育てに対する社会的支援を総合的かつ計画的に推進するものとして「少子化社会対策基本法」、「次世代育成支援対策推進法」が制定され、平成20年には「次世代育成支援対策推進法」の一部が改正されました。

平成24年8月には子ども・子育て関連3法が成立し、①質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供、②保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善、③地域における子育て支援の充実に向けた取り組みを総合的に推進することが目的とされました。この目的を達成するために、市町村は5年を1期とする「市町村子ども・子育て支援事業計画」を定めることとされ、計画の中では、教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の量の見込み並びにそれに対応する提供体制の確保の内容及び実施時期について定めることとなっています。

さらに平成26年7月には、次代を担う人材を育成し、加えて共働き家庭等が直面する「小1の壁」を打破する観点から、「放課後子ども総合プラン」が策定され、平成30年9月には「新・放課後子ども総合プラン」が策定されました。

本町においては、平成27年度から令和元年度までの5年間を計画期間とする「甲佐町こどもゆめプラン」を策定し、子育て支援施策を総合的に進めてきました。今後も引き続き計画的に施策を推進するため、今後、「第2期甲佐町こどもゆめプラン」を策定し、子どもや家庭を取り巻く様々な課題などに対応しつつ、各計画と連携しながら、子ども・子育て支援施策を進めるとともに、切れ目のない支援による子ども・若者の育成支援を目指していきます。

## 2. 計画の位置づけ

### (1) 法的根拠

本計画は、「子ども・子育て支援法」第61条第1項に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」として位置づけ、「次世代育成支援対策推進法」第8条第1項に基づく「市町村行動計画」として策定します。

また、平成30年9月に閣議決定された「新・放課後子ども総合プラン」に関する計画についても、包括的に盛り込むこととします。

#### 子ども子育て支援法（抄）

（市町村子ども・子育て支援事業計画）

第六十一条 市町村は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。）を定めるものとする。

### ※子どもの定義

子ども・子育て支援法においては、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者と定義されています。

### (2) 他の計画との調整

本計画は、本町のまちづくりの基本となる「甲佐町総合計画」の子ども・子育てに関連する分野の部門別計画として位置づけるとともに、「教育振興基本計画」「障害児福祉計画」「健康増進・食育推進計画」などの諸計画との整合及び連携を図りながら、個々の施策を推進していきます。また、子どもと子育てを取り巻く施策としては、保健、医療、福祉、教育、労働などあらゆる分野があり、これらの施策の総合的・一体的な推進を図っていきます。



### 3. 計画の期間

本計画の計画期間は、令和2年度（2020年度）から、令和6年度（2024年度）までの5か年とします。

	令和 1年度 (2019)	令和 2年度 (2020)	令和 3年度 (2021)	令和 4年度 (2022)	令和 5年度 (2023)	令和 6年度 (2024)	令和 7年度 (2025)	令和 8年度 (2026)	令和 12年度 (2030)
甲佐町総合計画	第6次		第7次						
甲佐町 こどもゆめプラン		第2期							
	策定 年度						策定 年度		

### 4. 計画策定の体制

#### (1) 甲佐町子ども・子育て会議の開催

回数	開催日	協議内容
第1回	令和元年9月3日	<ul style="list-style-type: none"> <li>●子ども・子育て会議について</li> <li>●アンケート調査結果について</li> </ul>
第2回	令和元年10月28日	<ul style="list-style-type: none"> <li>●教育・保育の量の見込みについて</li> <li>●地域子ども・子育て支援事業の量の見込みについて</li> <li>●計画骨子案について</li> </ul>
第3回	令和元年11月29日	●施策の展開について
第4回	令和2年1月28日	●第2期計画素案について
第5回	令和2年3月17日	●書面による第2期計画の承認

#### (2) アンケート調査の実施

調査対象	町内在住の0歳～小学校6年生のお子さんをお持ちの世帯・保護者を抽出
調査期間	平成31年3月
回収結果	未就学児 配布数 335 回収数 268 (有効回収率 80.0%) 小学生 配布数 408 回収数 306 (有効回収率 75.0%)



## 第2章 甲佐町の子どもと家庭を取り巻く状況

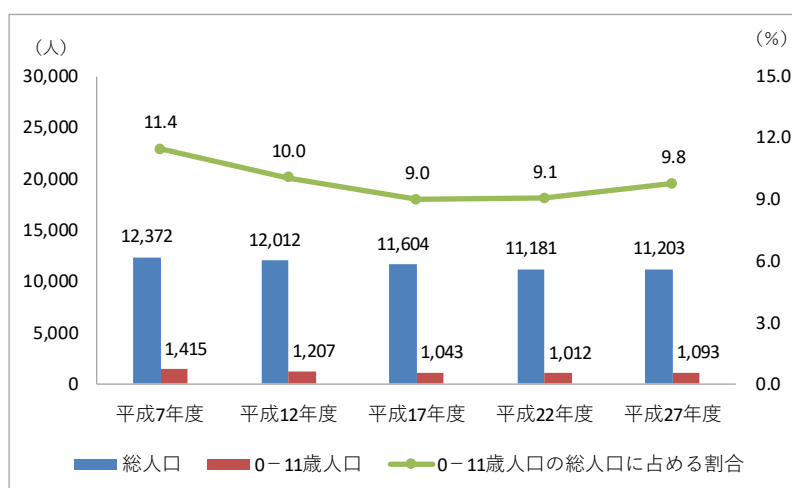
### 1. データからみえる子どもと家庭を取り巻く状況

#### (1) 人口の動向

##### ① 総人口に占める子どもの人口の推移

平成22年度までは、総人口及び0-11歳人口はともに減少傾向にありましたが、平成27年度は増加に転じ、11,203人となっています。また、総人口に占める0-11歳人口の割合も同じ傾向となり、平成27年度は9.8%となっています。

##### ■ 総人口に占める0-11歳人口の推移と割合

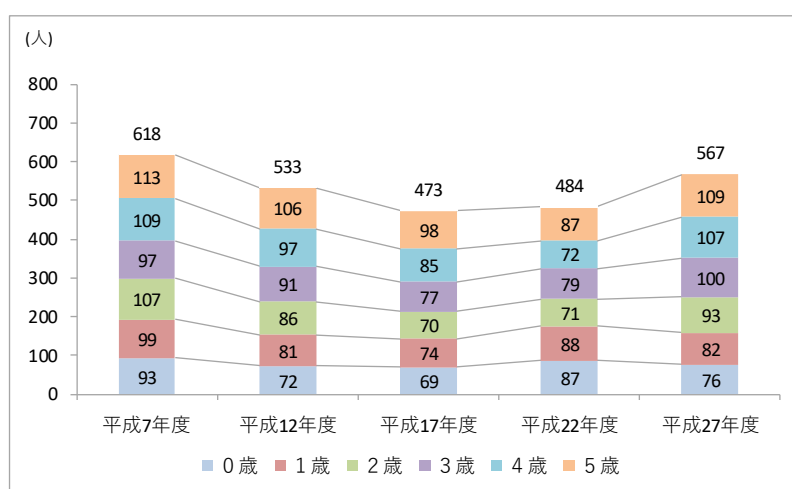


資料：国勢調査

##### ② 0-5歳の年齢階級別人口の推移

平成7年度以降、0-5歳人口では各年齢階級において減少傾向がみられましたが、平成22年度より増加傾向に転じ、平成27年度では特に2-5歳以上の年齢階級において増加がみられます。

##### ■ 0-5歳の年齢階級別人口の推移

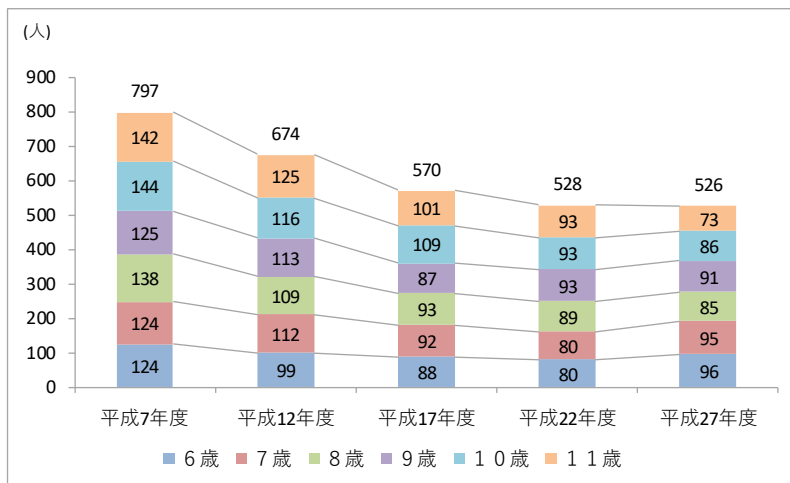


資料：国勢調査

### ③ 6-11歳の年齢階級別人口の推移

平成7年度以降、6-11歳人口では各年齢階級において減少傾向がみられますが、平成27年度では6-7歳の年齢階級において増加がみられます。

#### ■ 6-11歳の年齢階級別人口の推移



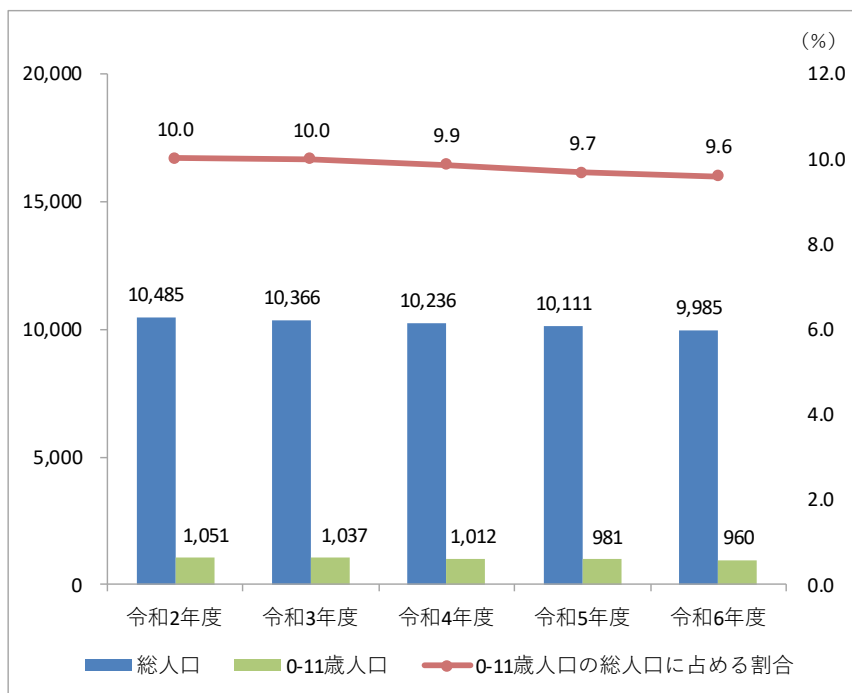
資料：国勢調査

## (2) 人口の推計

### ① 総人口に占める子どもの人口（推計）

令和2年度以降、総人口に占める0-11歳人口割合は減少傾向で推移することが見込まれます。

#### ■ 総人口に占める子どもの人口（推計）

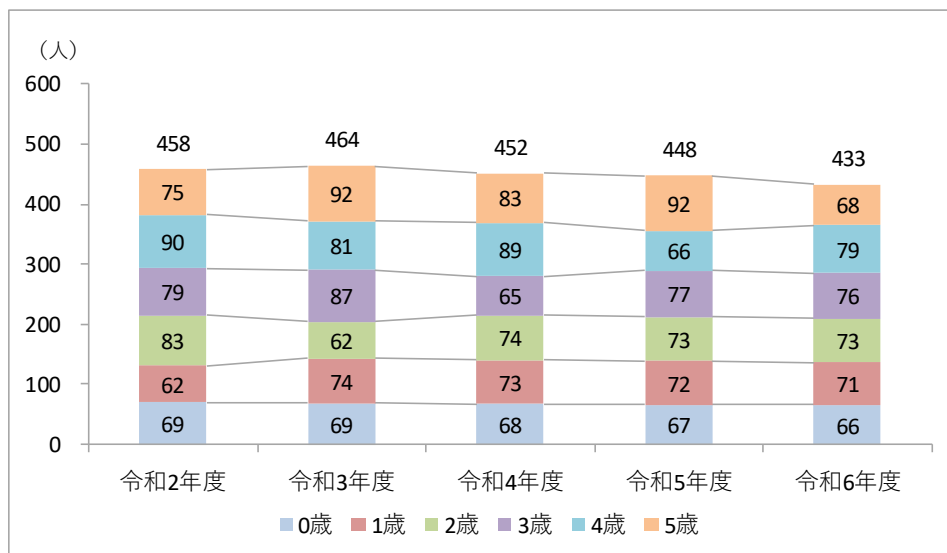


資料：住民基本台帳（平成23年～平成31年の実績人口）を基にコーホート変化率法を用いて算出

## ② 0－5歳の年齢階級別人口の推移（推計）

0－5歳人口の推計をみると、令和2年度で458人となり、計画最終年度にあたる令和6年度では令和2年度から25人減少して433人になることが見込まれます。

### ■ 0－5歳人口の推計

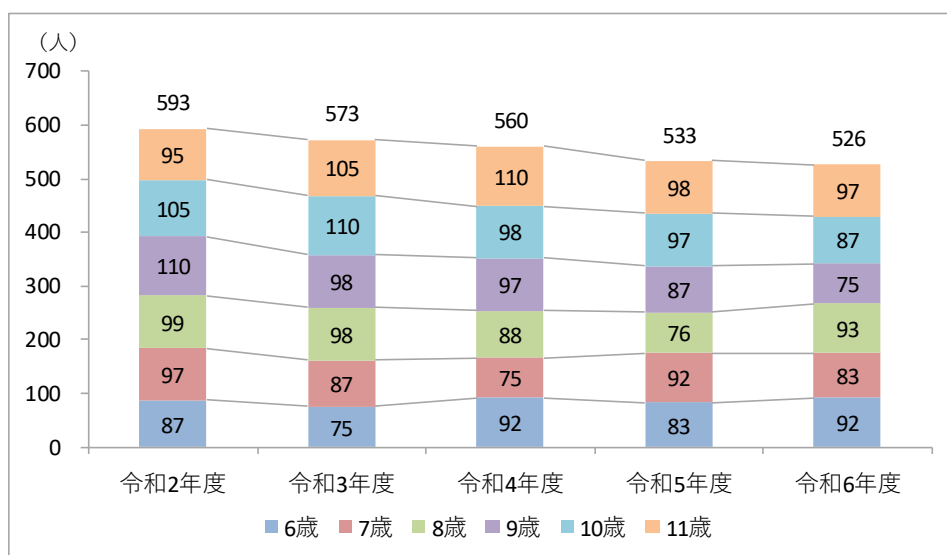


資料：住民基本台帳（平成23年～平成31年の実績人口）を基にコーホート変化率法を用いて算出

## ③ 6－11歳の年齢階級別人口の推移（推計）

6－11歳人口の推計をみると、令和2年度で593人となり、計画最終年度にあたる令和6年度では令和2年度から67人減少して526人になることが見込まれます。

### ■ 6－11歳人口の推計



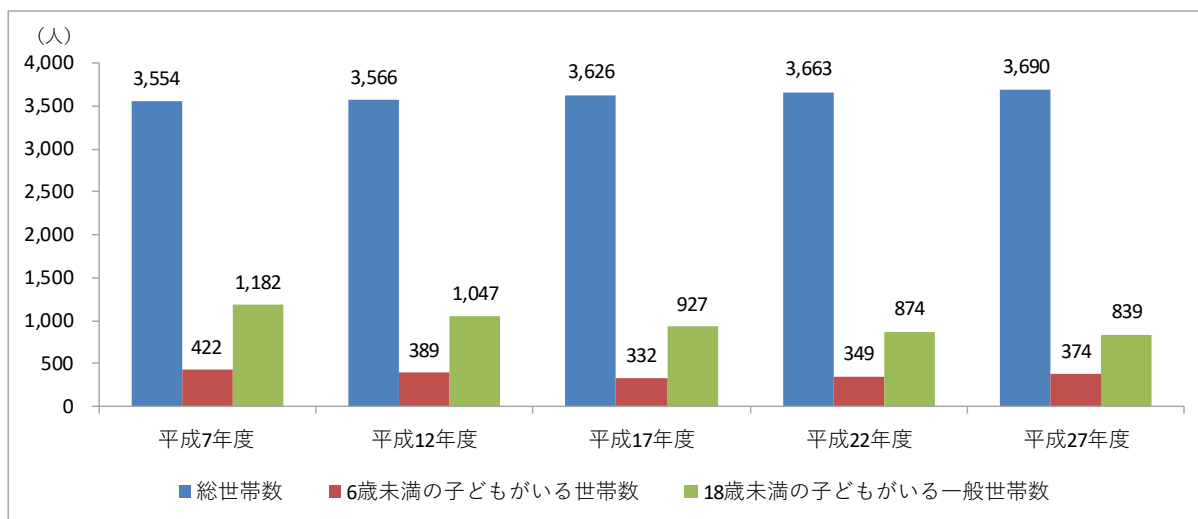
資料：住民基本台帳（平成23年～平成31年の実績人口）を基にコーホート変化率法を用いて算出

### (3) 世帯

#### ① 子どものいる世帯の推移

子どものいる世帯の推移をみると、総世帯数は増加傾向にあります。6歳未満の子どものいる世帯及び18歳未満の子どものいる世帯はともに減少傾向にあります。

#### ■ 総世帯数・子どものいる世帯の推移



資料：国勢調査

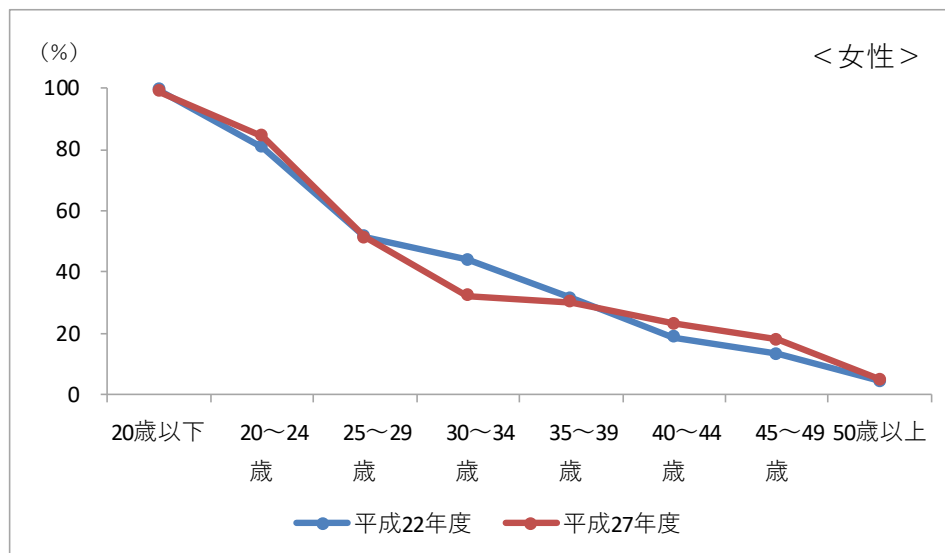
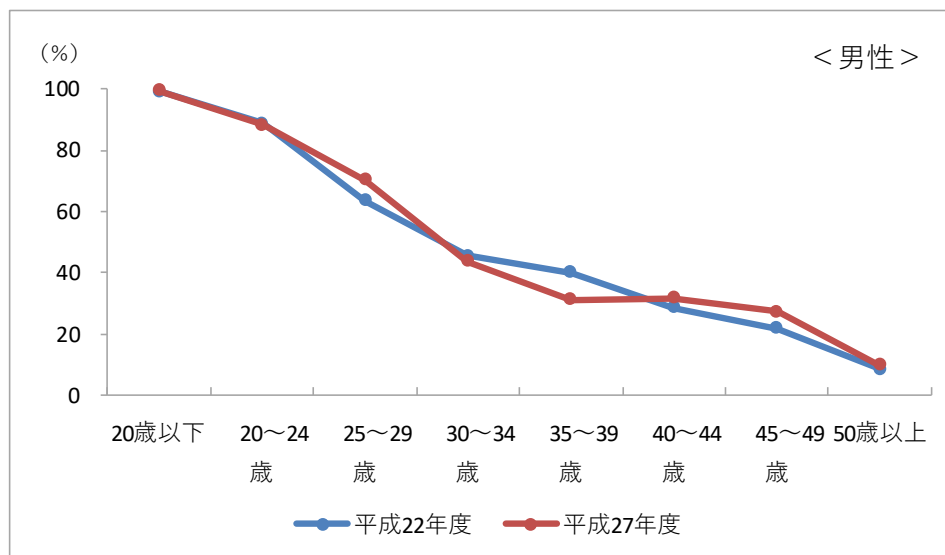


#### (4) 結婚・出産等

##### ① 未婚率の推移

男女の未婚率の推移について国勢調査の平成22年度と平成27年度を比較すると、男女ともに40歳以上の未婚率が上昇しています。また、男性においては25～29歳の未婚率も上昇しています。

##### ■未婚率の推移

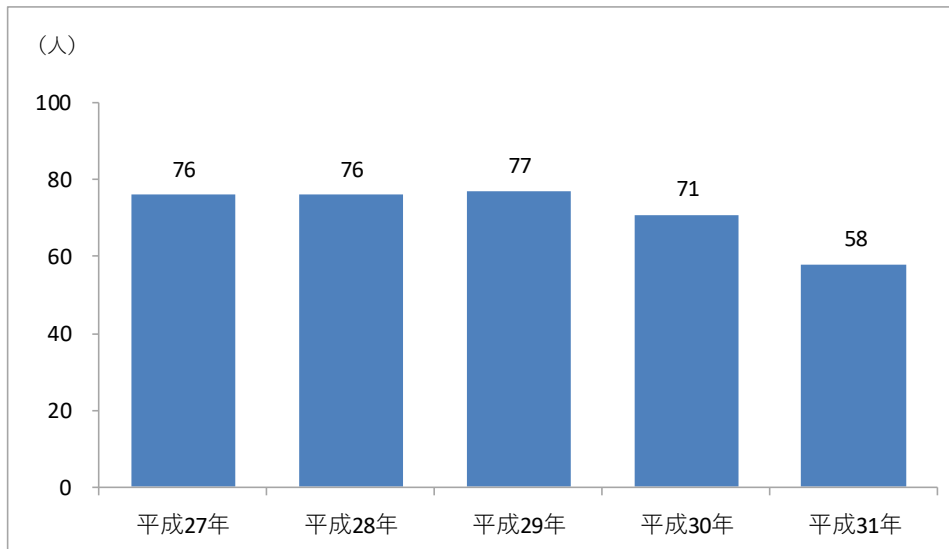


資料：国勢調査

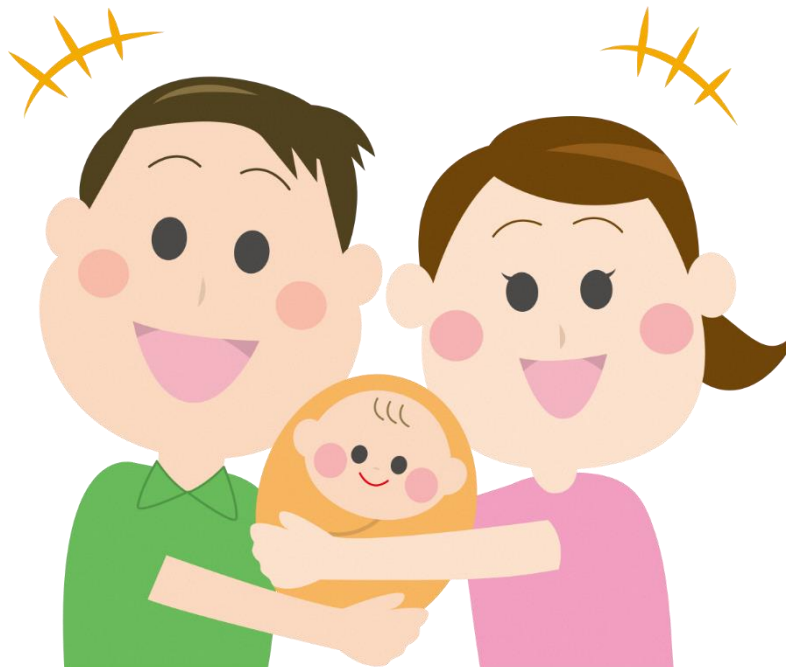
## ② 出生数の推移

出生数は、平成27年以降75人前後で推移していましたが、平成31年では58人と大きく減少しています。

### ■出生数の推移



資料：住民基本台帳（各年3月31日現在）

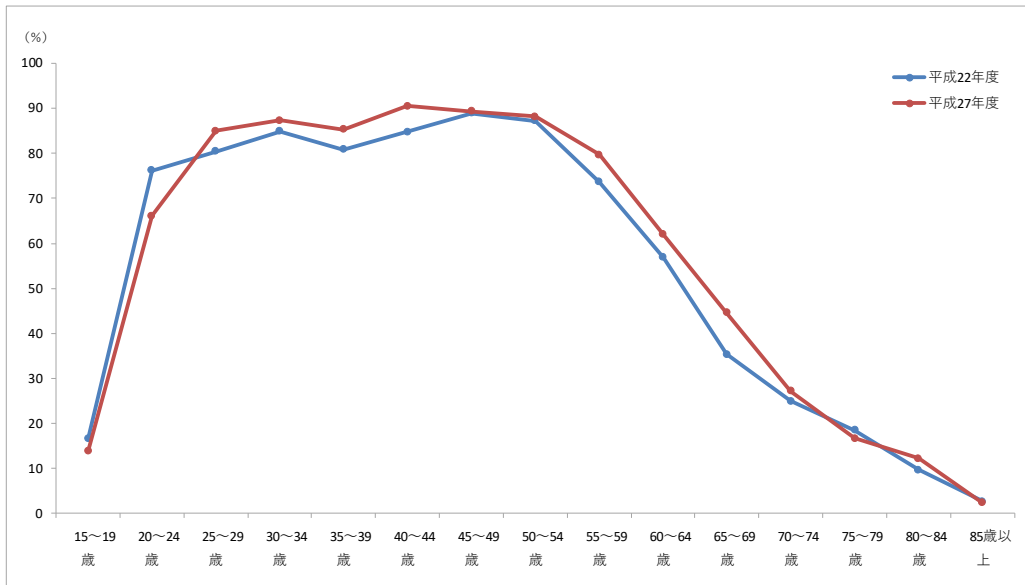


## (5) 就労状況

### ① 女性の労働力率の推移（平成22年・平成27年国勢調査の比較）

平成27年度の女性の労働力率は、「30～34歳」（87.4%）と「40～44歳」（90.6%）を左右のピークとして「35～39歳」を底とする緩やかなM字型カーブを描いています。平成22年度と比較すると、平成27年度におけるM字型の底の値は4.5ポイント上昇して85.3%となっています。

#### ■女性の労働力率の推移（平成22年・平成27年国勢調査の比較）

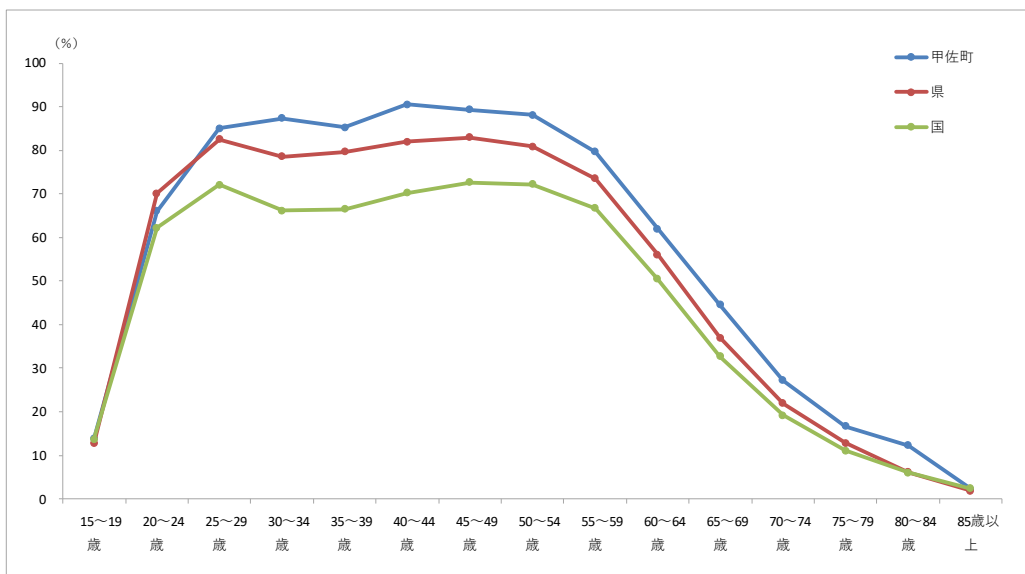


※女性の労働力率：15歳以上人口に占める労働力人口（就業者＋完全失業者）の割合 資料：国勢調査

### ② 女性の労働力率の推移（平成27年 国・県との比較）

女性の労働力率を国や県と比較すると、ほとんどの年代において本町が高くなっています。カーブの状況を年代別にみると、概ね国や県と同じ傾向となっています。

#### ■女性の労働力率の比較（平成27年 国・県との比較）

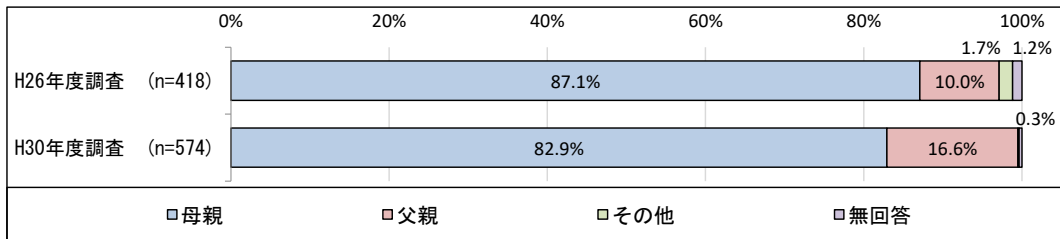


※女性の労働力率：15歳以上人口に占める労働力人口（就業者＋完全失業者）の割合 資料：国勢調査

## 2. アンケート調査結果からみえる子どもと家庭を取り巻く状況

### ① 保護者の状況

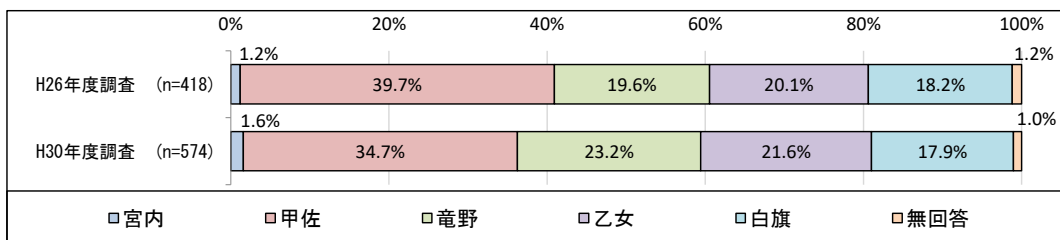
#### ■アンケート回答者について（単数回答）



◆H26年度調査では、「母親」が87.1%、「父親」が10.0%となっています。

◆H30年度調査では、「母親」が82.9%、「父親」が16.6%となっています。

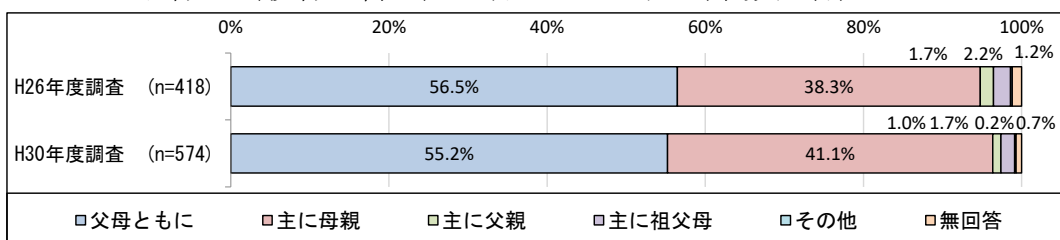
#### ■アンケート回答者の居住地（単数回答）



◆H26年度調査では、「甲佐」が39.7%と最も高く、次いで「乙女」20.1%、「竜野」19.6%となっています。

◆H30年度調査では、「甲佐」が34.7%と最も高く、次いで「竜野」23.2%、「乙女」21.6%となっています。

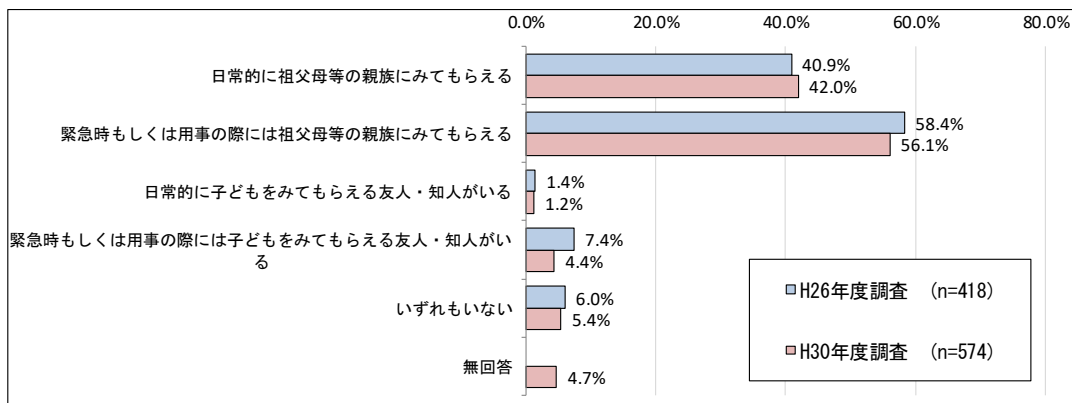
#### ■主に子育て（教育を含む）を行っている人（単数回答）



◆H30年度調査では、「父母ともに」が55.2%と最も高く、次いで「主に母親」41.1%、「主に祖父母」1.7%となっています。H26年度調査と比較しても大きな差は見られません。

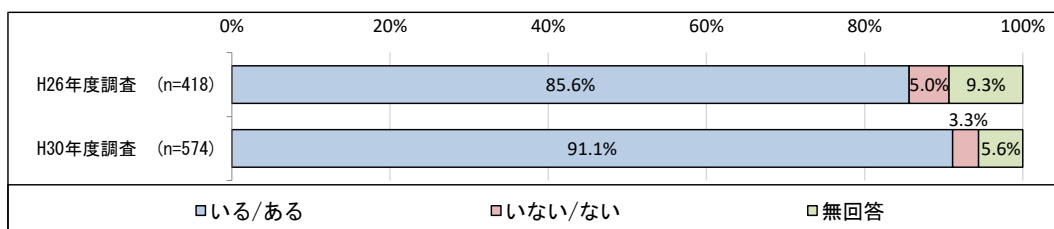


## ■子どもをみてもらえる親族・知人の状況（複数回答）



◆H30年度調査では、「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」が56.1%と最も高く、次いで「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」42.0%、「いずれもない」5.4%となっています。H26年度調査と比較しても大きな差は見られません。

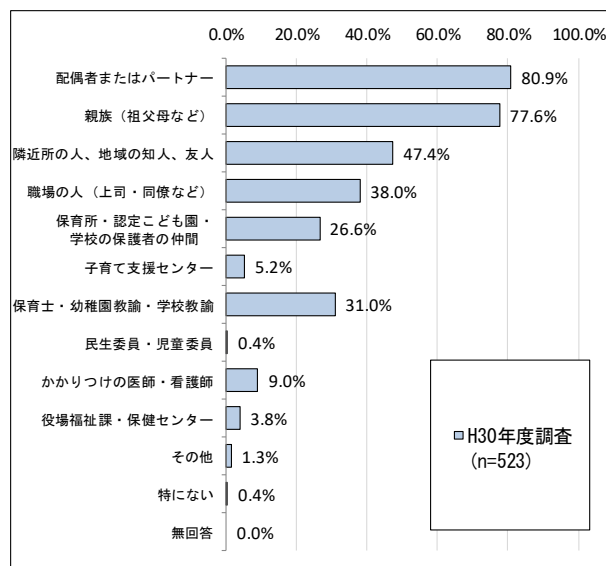
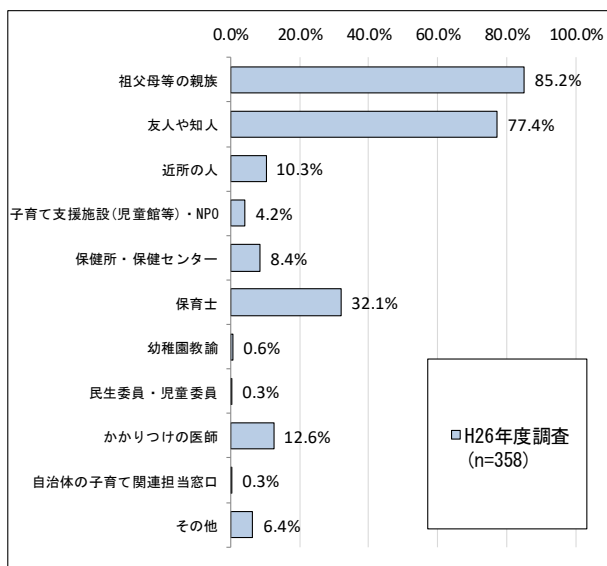
## ■気軽に相談できる人・場所の有無（単数回答）



◆H30年度調査では、「いる／ある」が91.1%、「いない／ない」が3.3%となっています。H26年度調査と比較すると、「いる／ある」が5.5ポイント増加しています。

※気軽に相談できる人・場所が「1. いる／ある」とした回答者のみ

## ■気軽に相談できる人・場所について（複数回答）

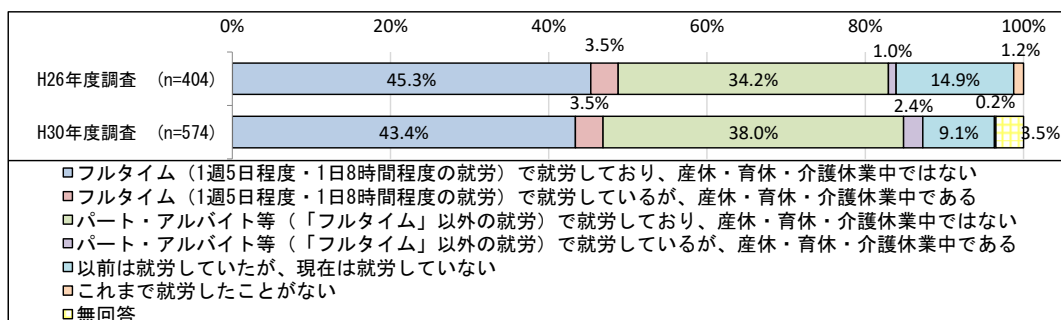


◆H26年度調査では、「祖父母等の親族」が85.2%と最も高く、次いで「友人や知人」77.4%、「保育士」32.1%となっています。

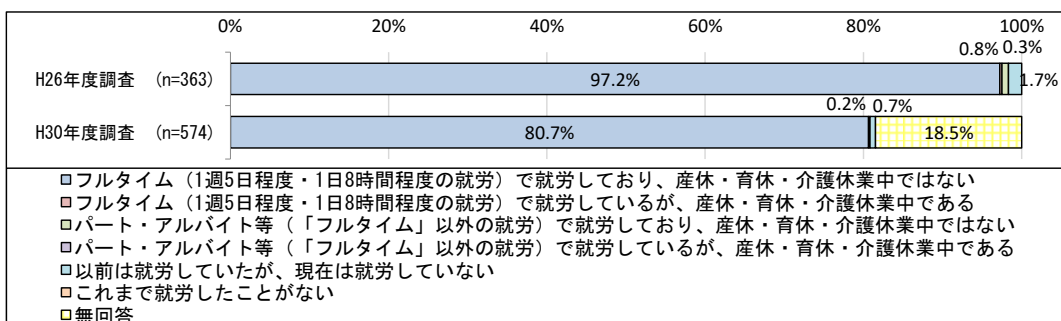
◆H30年度調査では、「配偶者またはパートナー」が80.9%と最も高く、次いで「親族(祖父母など)」77.6%、「隣近所の人、地域の知人、友人」47.4%となっています。

## ■保護者の就労状況について（単数回答）

### 母親



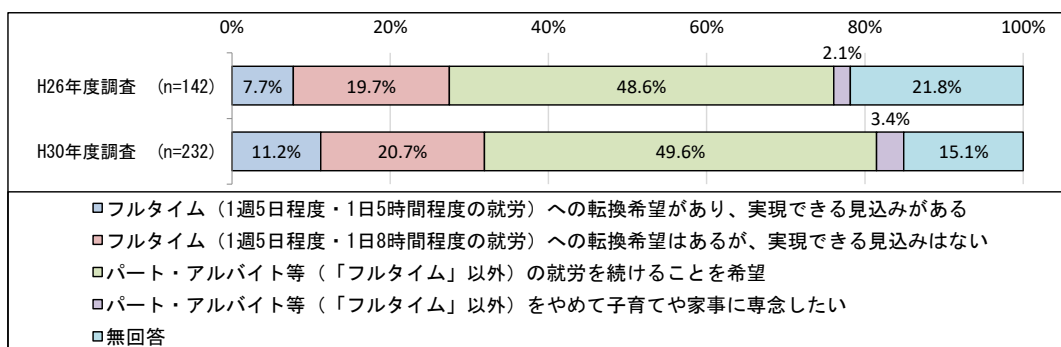
### 父親



◆【母親】H30年度調査では、「フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」が43.4%と最も高く、次いで「パート・アルバイト等で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」38.0%、「以前は就労していたが、現在は就労していない」9.1%となっています。H26年度調査と比較すると、「以前は就労していたが、現在は就労していない」が5.8ポイント減少しています。

◆【父親】H30年度調査では、「フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」が80.7%と最も高くなっています。H26年度調査と比較の際、無回答を除くと大きな差はありません。

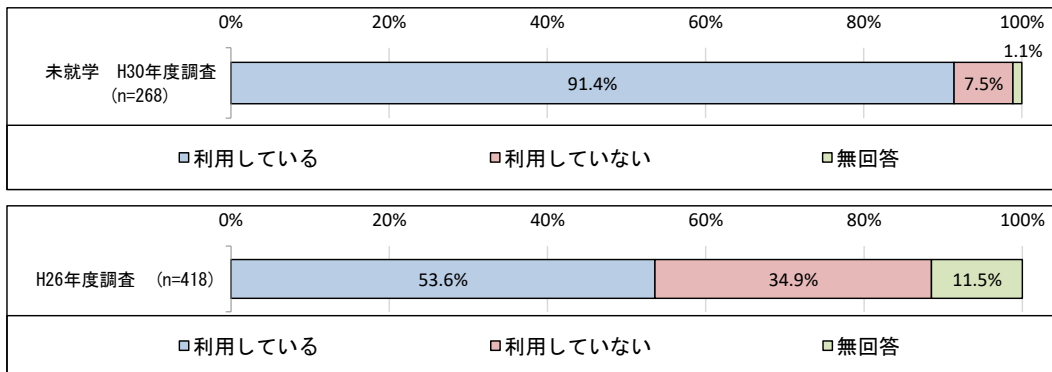
## ■母親のパートやアルバイトからのフルタイムへの転換希望の状況（単数回答）



◆H30年度調査では、「パート・アルバイト等の就労を続けることを希望」が49.6%と最も高く、次いで「フルタイムへの転換希望はあるが、実現できる見込みはない」20.7%、「フルタイムへの転換希望があり、実現できる見込みがある」11.2%となっています。H26年度調査と比較しても大きな差は見られません。

## ② 平日の定期的な教育・保育事業について

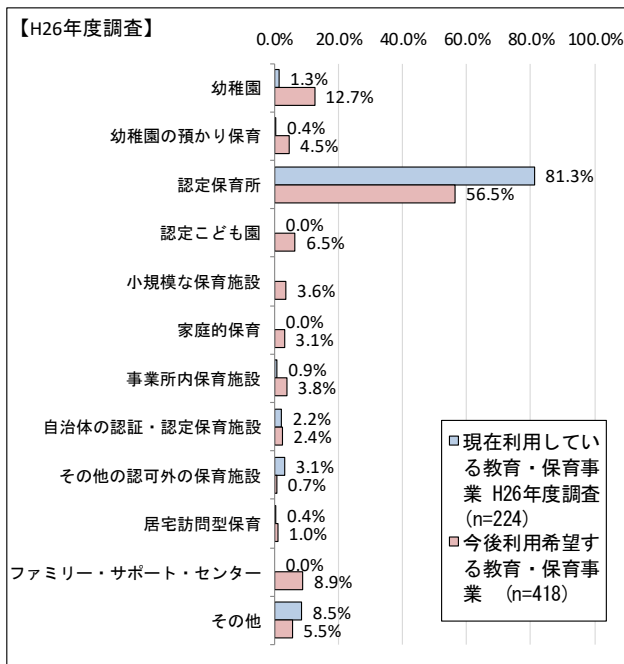
### ■平日の定期的な教育・保育事業の利用状況（単数回答）



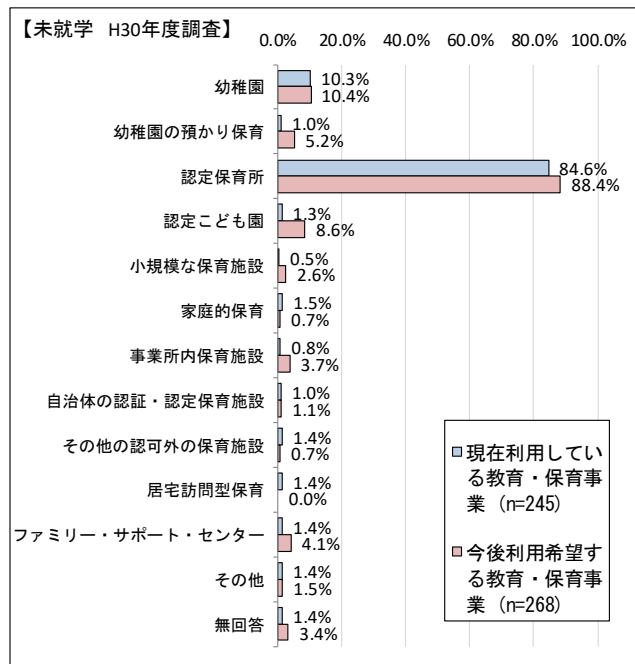
◆H30年度調査では、「利用している」が91.4%、「利用していない」が7.5%となっています。H26年度調査と比較すると、「利用している」が37.8ポイント増加し、「利用していない」が27.5ポイント減少しています。

### ■現在利用している平日の定期的な教育・保育事業（複数回答）と今後利用を希望する平日の定期的な教育・保育事業（複数回答）

#### 【H26年度調査】



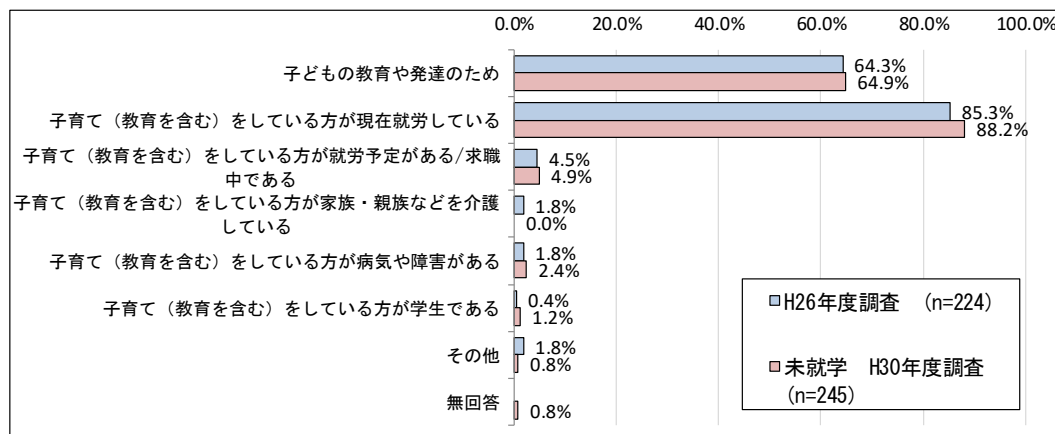
#### 【未就学 H30年度調査】



◆【現在利用している教育・保育事業】H30年度調査では、「認定保育所」が84.6%と最も高く、次いで「幼稚園」10.3%となっています。H26年度調査と比較すると、「幼稚園」が9.0ポイント増加しています。

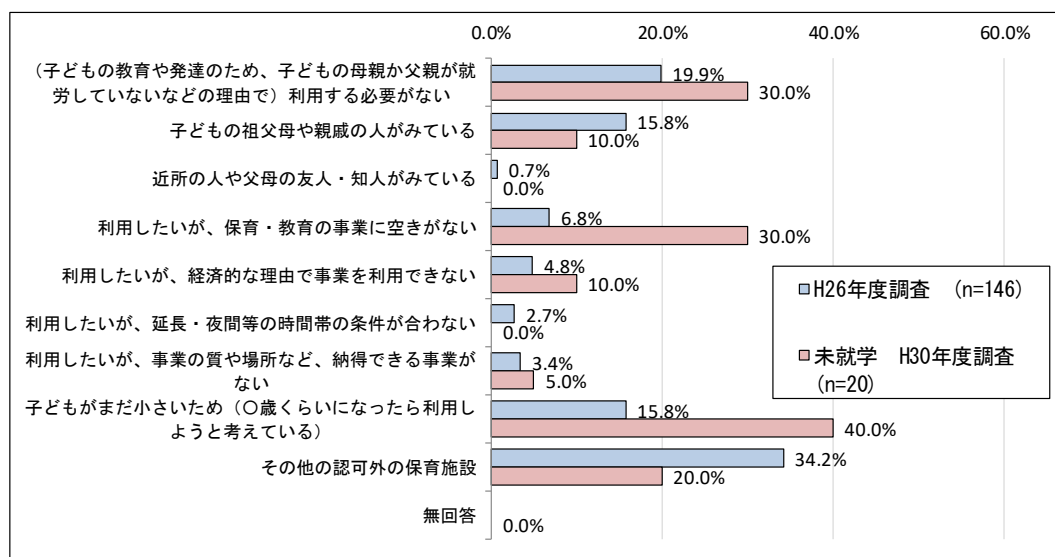
◆【今後利用希望する教育・保育事業】H30年度調査では、「認定保育所」が88.4%と最も高く、次いで「幼稚園」10.4%、「認定こども園」8.6%となっています。H26年度調査と比較すると、「認定保育所」が31.9ポイント増加しています。

## ■平日の定期的な教育・保育事業を利用している理由（複数回答）



◆H30年度調査では、「子育て（教育を含む）をしている方が現在就労している」が88.2%と最も高く、次いで「子どもの教育や発達のため」64.9%、「子育て（教育を含む）をしている方が就労予定がある/求職中である」4.9%となっています。H26年度調査と比較しても大きな差は見られません。

## ■平日の定期的な教育・保育事業を利用していない理由（複数回答）

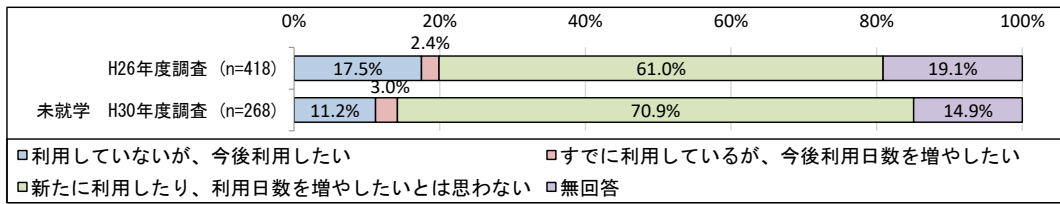


◆H30年度調査では、「子どもがまだ小さいため」が40.0%と最も高く、次いで「利用する必要がない」と「利用したいが、保育・教育の事業に空きがない」がともに30.0%となっています。H26年度調査と比較すると、「子どもがまだ小さいため」が24.2ポイント、「利用したいが、保育・教育の事業に空きがない」が23.2ポイント、「利用する必要がない」が10.1ポイント増加し、「その他の認可外の保育施設」が14.2ポイント減少しています。

※ただし、H30年度調査は本設問対象者が20人と少ないため留意が必要です。

### ③ 子育て支援事業について

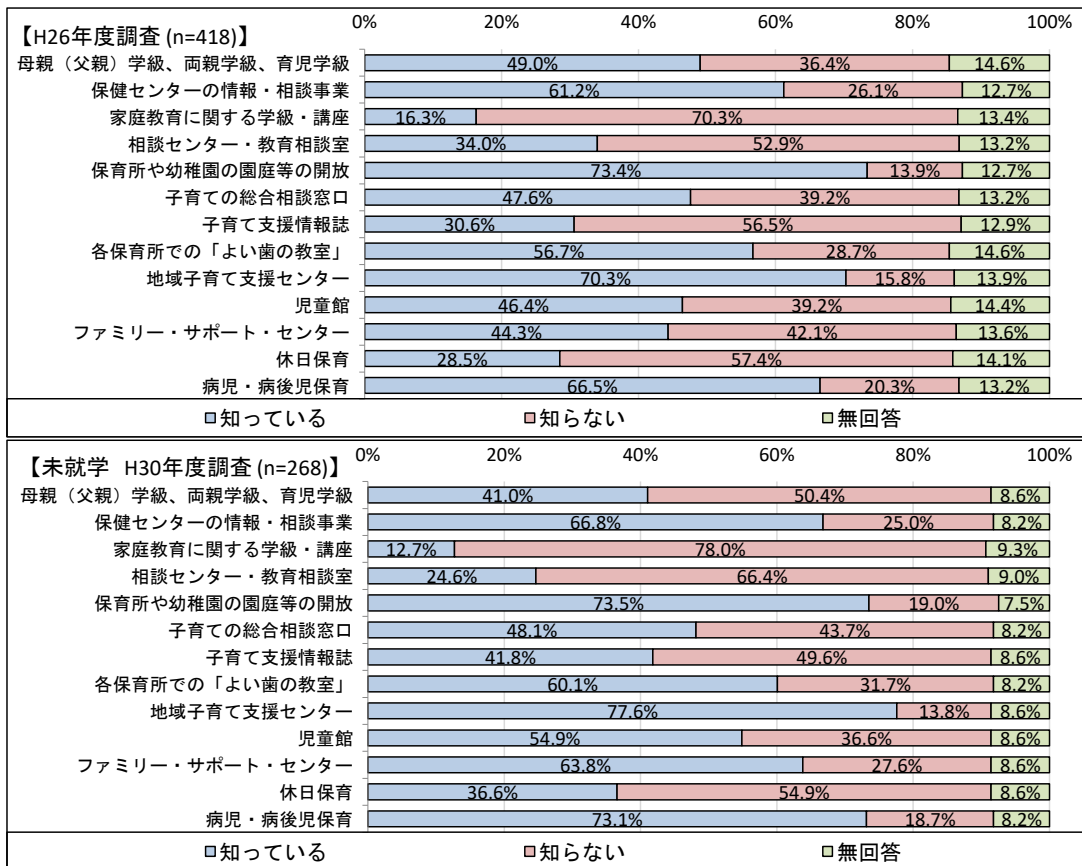
#### ■地域子育て支援事業に関する今後の利用希望について（単数回答）



◆H30年度調査では、「新たに利用したり、利用日数を増やしたいとは思わない」が70.9%と最も高く、次いで「利用していないが、今後利用したい」11.2%、「すでに利用しているが、今後利用日数を増やしたい」3.0%となっています。H26年度調査と比較すると、「新たに利用したり、利用日数を増やしたいとは思わない」が9.9ポイント増加し、「利用していないが、今後利用したい」が6.3ポイント減少しています。

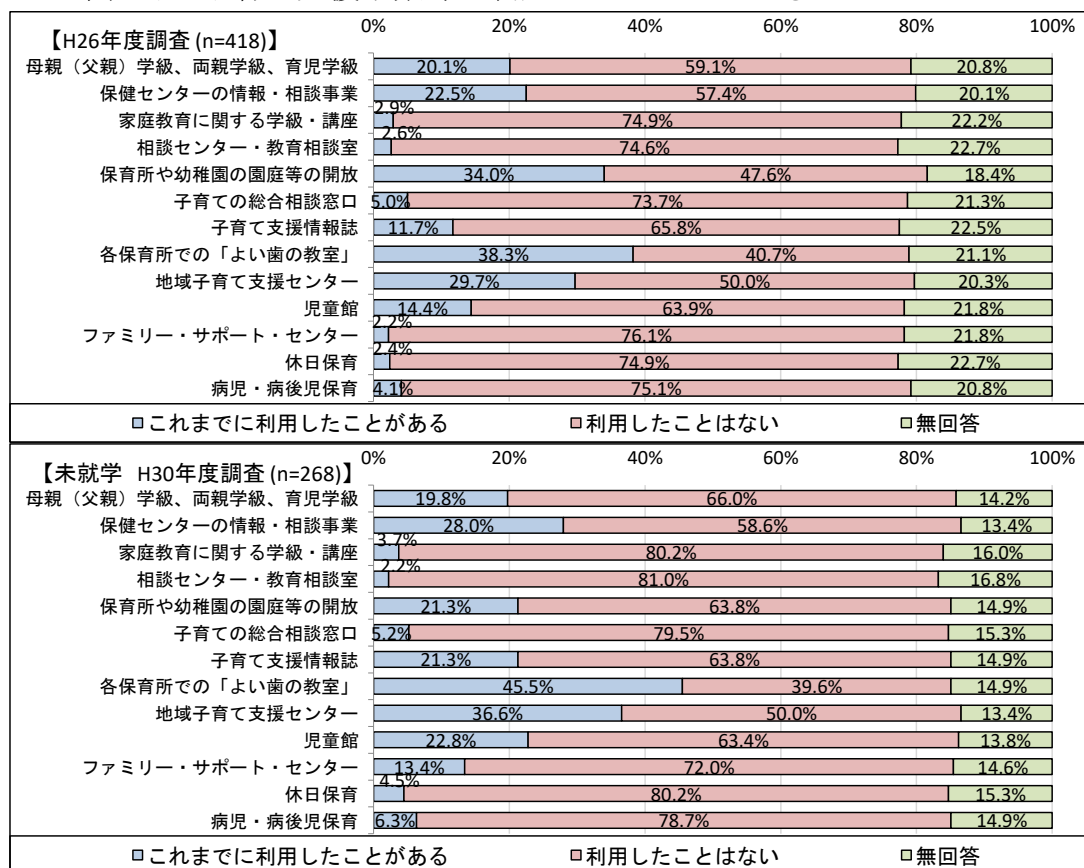
### ④ 甲佐町の子育て支援事業等について

#### ■甲佐町の子育て支援事業等で知っているものについて



◆H30年度調査での認知状況は、「地域子育て支援センター」が77.6%と最も高く、次いで「保育所や幼稚園の園庭等の開放」73.5%、「病児・病後児保育」73.1%となっています。H26年度調査と比較すると、「ファミリー・サポート・センター」が19.5ポイント、「子育て支援情報誌」が11.2ポイント増加し、「相談センター・教育相談室」が9.4ポイント、「母親（父親）学級、両親学級、育児学級」が8.0ポイント減少しています。

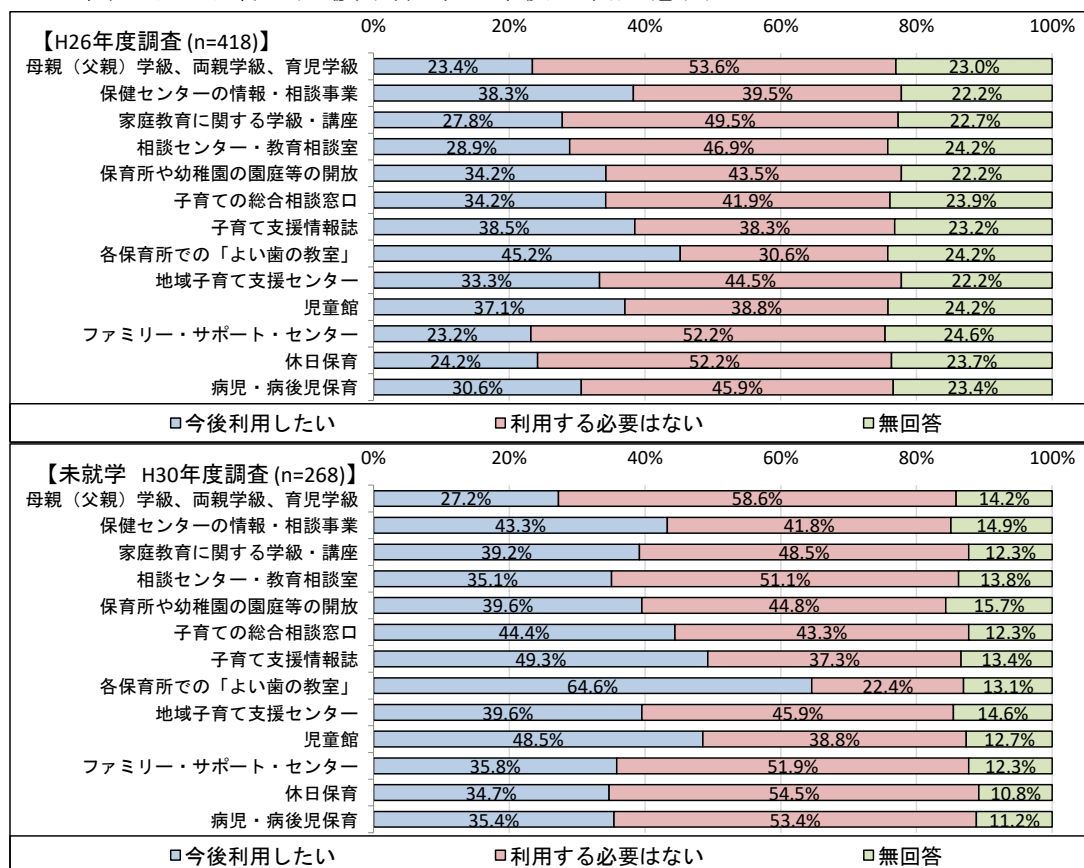
## ■甲佐町の子育て支援事業等で利用したことがあるものについて



◆H30年度調査での認利用率は、「各保育所での「よい歯の教室」が45.5%と最も高く、次いで「地域子育て支援センター」36.6%、「保健センターの情報・相談事業」28.0%となっています。H26年度調査と比較すると、「ファミリー・サポート・センター」が11.2ポイント、「子育て支援情報誌」が9.6ポイント増加し、「保育所や幼稚園の園庭等の開放」が12.7ポイント減少しています。



## ■甲佐町の子育て支援事業等の今後の利用意向について

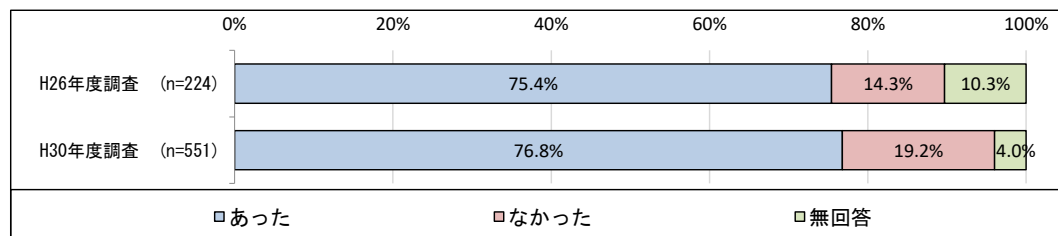


◆H30年度調査での今後の利用希望は、「各保育所での「よい歯の教室」」が64.6%と最も高く、次いで「子育て支援情報誌」49.3%、「児童館」48.5%となっています。H26年度調査と比較すると、全体的に増加していますが、特に「各保育所での「よい歯の教室」」が19.4ポイント、「ファミリー・サポート・センター」が12.6ポイント、「家庭教育に関する学級・講座」「児童館」が11.4ポイント増加しています。

### ⑤ 病気の際の対応について

※平日の教育・保育を利用している回答者のみ

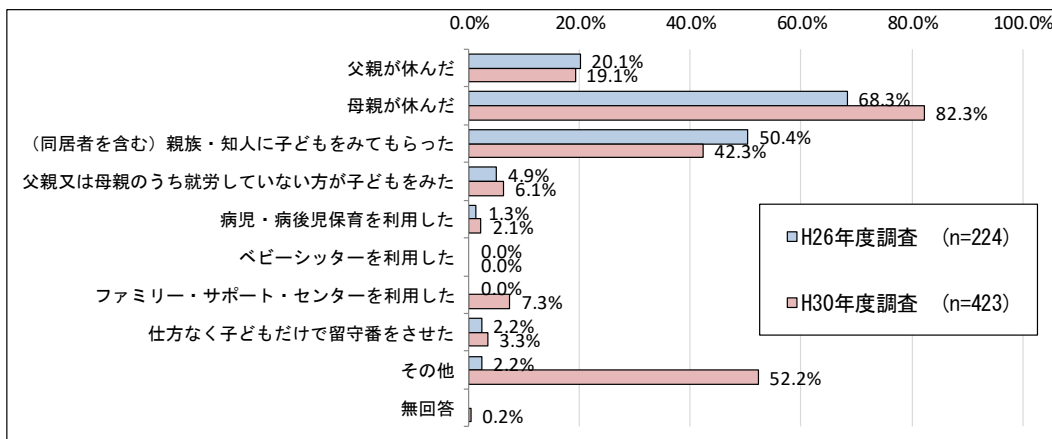
■この1年間で子どもが病気やケガで通常の事業が利用できなかったことはあるか（単数回答）



◆H30年度調査では、「あった」が76.8%、「なかった」が19.2%となっています。H26年度調査と比較しても大きな差は見られません。

※病気やケガで通常の事業が利用できなかったことが「あった」とした回答者のみ

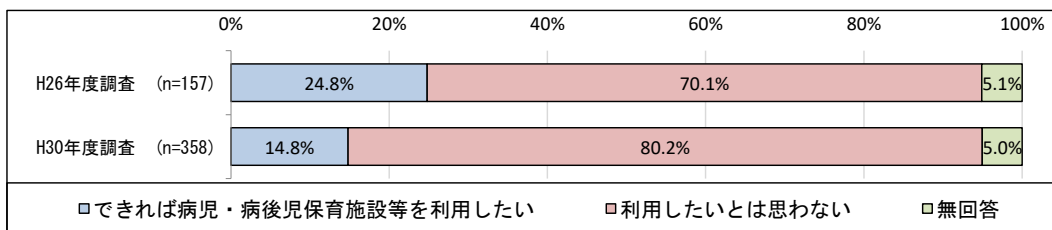
■その場合の対処方法（複数回答）



◆H30年度調査では、「母親が休んだ」が82.3%と最も高く、次いで「(同居者を含む) 親族・知人に子どもをみてもらった」42.3%、「父親が休んだ」19.1%、「ファミリー・サポート・センターを利用した」7.3%となっています。H26年度調査と比較すると、「母親が休んだ」が14.0ポイント、「ファミリー・サポート・センターを利用した」が7.3ポイント、「(同居者を含む) 親族・知人に子どもをみてもらった」が8.1ポイント減少しています。

※「父親が休んだ」または「母親が休んだ」とした回答者のみ

■できれば病児・病後児のための保育施設等を利用したいと思ったか（単数回答）

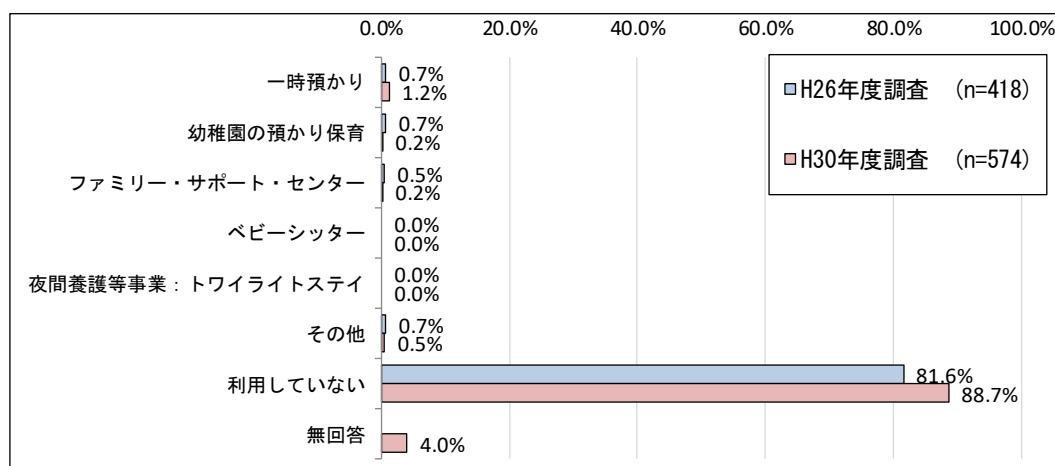


◆H30年度調査では、「できれば病児・病後児保育施設等を利用したい」が14.8%、「利用したいとは思わない」が80.2%となっています。H26年度調査と比較すると、「利用したいとは思わない」が10.1ポイント増加し、「できれば病児・病後児保育施設等を利用したい」が10.0ポイント減少しています。



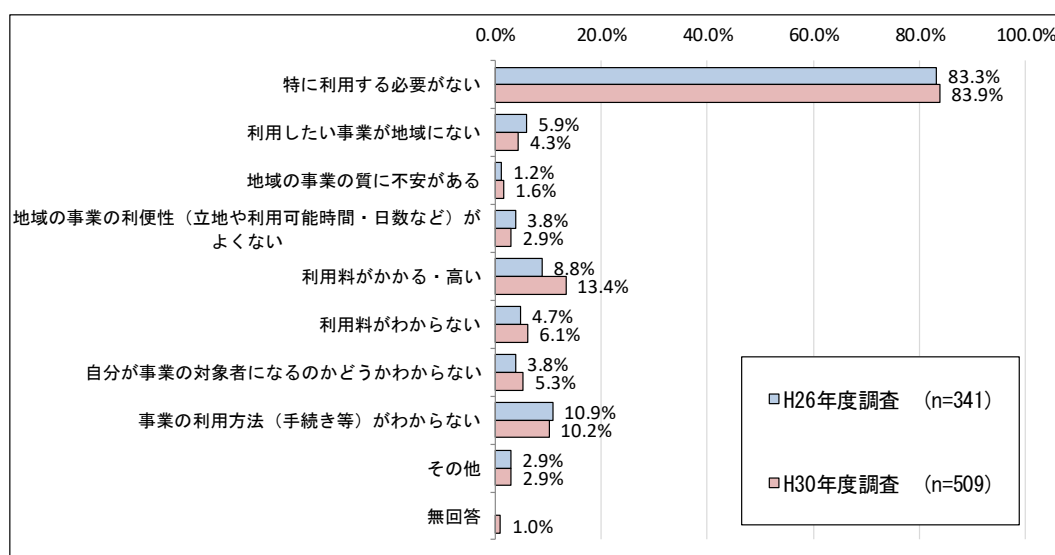
## ⑥ 一時預かりの利用状況について

### ■不定期的に利用している教育・保育事業について（複数回答）



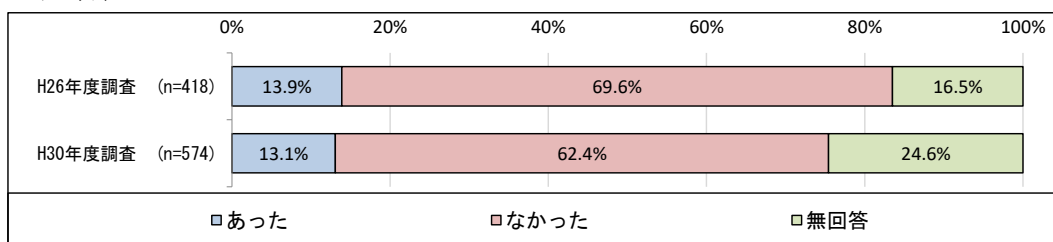
◆H30年度調査では、「利用していない」が88.7%と最も高くなっています。H26年度調査と比較すると、「利用していない」が7.1ポイント増加しています。

### ■不定期的に教育・保育事業を利用しない理由（複数回答）



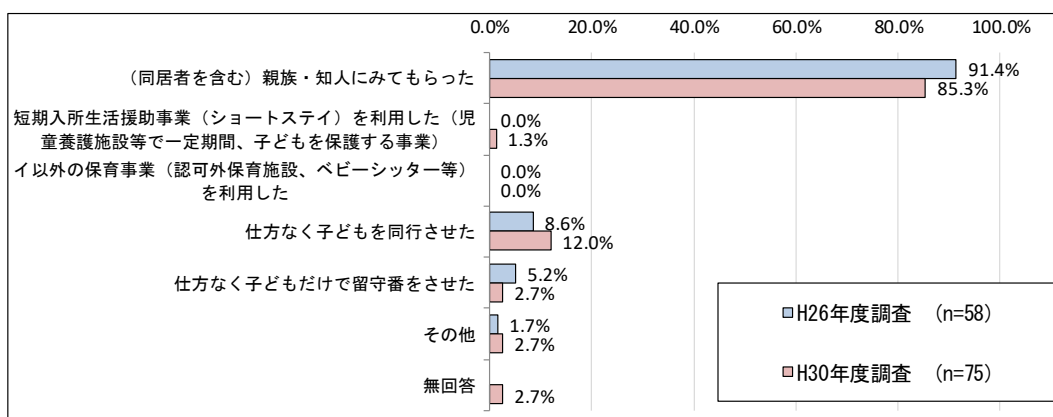
◆H30年度調査では、「特に利用する必要がない」が83.9%と最も高く、次いで「利用料がかかる・高い」13.4%、「事業の利用方法（手続き等）がわからない」10.2%となっています。H26年度調査と比較しても大きな差は見られません。

■冠婚葬祭などにより子どもを泊まりがけで家族以外にみてもらった状況の有無（単数回答）



◆H30年度調査では、「あった」が13.1%、「なかった」が62.4%となっています。H26年度調査と比較すると、「なかった」が7.2ポイント減少しています。

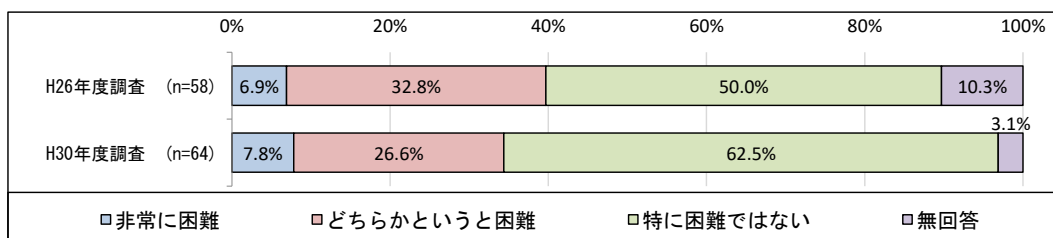
■冠婚葬祭等の泊まりがけの保護者の用事の際の対処方法（複数回答）



◆H30年度調査では、「(同居者を含む) 親族・知人にみてもらった」が85.3%と最も高く、次いで「仕方なく子どもを同行させた」12.0%、「仕方なく子どもだけで留守番をさせた」2.7%となっています。H26年度調査と比較すると、「(同居者を含む) 親族・知人にみてもらった」が6.1ポイント減少しています。

※子どもを泊まりがけで家族以外にみてもらったことが「1. あった」かつ、「ア. (同居者を含む) 親族・知人にみてもらった」とした回答者のみ

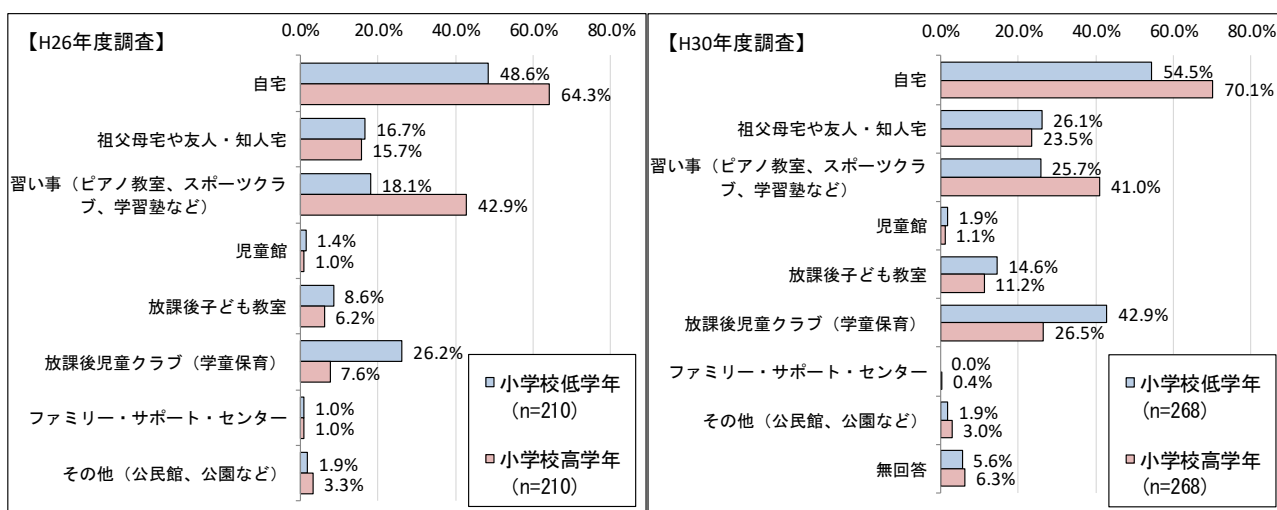
■親族・知人にみてもらった際の困難度（単数回答）



◆H30年度調査では、「特に困難ではない」が62.5%と最も高く、次いで「どちらかという困難」26.6%、「非常に困難」7.8%となっています。H26年度調査と比較すると、「特に困難ではない」が12.5ポイント増加し、「どちらかという困難」が6.2ポイント減少しています。

## ⑦ 学童の利用について

### ■ 小学校入学後の放課後の過ごし方（複数回答）



- ◆【小学校低学年】H30年度調査では、「自宅」が54.4%と最も高く、次いで「放課後児童クラブ（学童保育）」42.9%、「習い事（ピアノ教室、スポーツクラブ、学習塾など）」25.7%となっています。H26年度調査と比較すると、「放課後児童クラブ（学童保育）」が16.7ポイント、「祖父母宅や友人・知人宅」が9.5ポイント増加しています。
- ◆【小学校高学年】では、「自宅」が70.1%と最も高く、次いで「習い事（ピアノ教室、スポーツクラブ、学習塾など）」41.0%、「放課後児童クラブ（学童保育）」26.5%となっています。H26年度調査と比較すると、「放課後児童クラブ（学童保育）」が18.9ポイント、「祖父母宅や友人・知人宅」が7.8ポイント増加しています。



### 3. 第1期子ども・子育て支援事業計画の評価

#### (1) 特定教育・保育事業

##### ① 1号認定（3～5歳）

1号認定（教育標準時間認定）は、保育の必要性はなく、主な利用施設は、幼稚園、認定こども園です。

（単位：人）

		平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
量 の 見 込 み	計画値 ①	3	3	3	3	3
	実績値 ②	8	15	14	8	11
	過不足 ①－②	-5	-12	-11	-5	-8

##### ② 2号認定（3～5歳）

2号認定（保育認定）は、保育の必要性があり、主な利用施設は、保育所、認定こども園です。

（単位：人）

		平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
量 の 見 込 み	計画値 ①	289	283	274	265	256
	実績値 ②	291	277	228	230	234
	過不足 ①－②	-2	6	46	35	22

##### ③ 3号認定（0～2歳）

3号認定（保育認定）は、保育の必要性があり、主な利用施設は、保育所、認定こども園、地域型保育事業です。

（単位：人）

		平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
量 の 見 込 み	計画値 ①	150	143	140	137	132
	実績値 ②	161	154	138	168	150
	過不足 ①－②	-11	-11	2	-31	-18

## (2) 地域子ども・子育て支援事業

事業名			平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
①利用者支援事業	(箇所)	計画値	0	0	0	0	0
		実績値	0	0	0	0	—
②時間外保育事業 (延長保育事業)	(人)	計画値	190	184	180	174	168
		実績値	152	157	157	143	—
③放課後児童クラブ	(人)	計画値	91	89	85	80	77
		実績値	43	49	103	95	—
④子育て短期支援 事業	(人日)	計画値	87	85	82	80	77
		実績値	0	5	0	0	—
⑤乳児家庭全戸訪問 事業	(人)	計画値	90	90	90	90	90
		実績値	75	68	73	51	—
⑥養育訪問事業及び 要保護児童対策地域 協議会その他の者に よる要保護児童に対 する支援に資する事 業	(人)	計画値	90	90	90	90	90
		実績値	0	0	0	0	—
⑦地域子育て 支援拠点事業	(人日)	計画値	60	60	60	60	60
		実績値	702	221	393	985	—
⑧一時預かり事業 (幼稚園型)	(人日)	計画値	799	783	758	731	707
		実績値	0	0	0	0	—
⑧一時預かり事業 (幼稚園型以外)	(人日)	計画値	400	388	377	366	354
		実績値	23	30	17	21	—
⑨病児・病後児保育 事業	(人日)	計画値	39	37	36	35	34
		実績値	29	18	42	39	—
⑩ファミリー・サポ ート・センター事業	(人日)	計画値	22	22	21	21	20
		実績値	265	134	134	163	—
⑪妊婦健診	(人)	計画値	140	140	140	140	140
		実績値	132	122	123	106	—

### (3) 次世代育成支援行動計画に基づく取組の評価

以下の区分に従って実施状況を区分しています。

\*事業評価基準（自己評価）

評価	計画期間内における自己評価
A	当初のイメージ通りかそれ以上に推進ができた。
B	当初のイメージ通りにほぼ推進ができた。
C	大まかな推進はできたが一部未対応があった。
D	一部推進は出来たが、未対応部分の方が多かった。
E	未対応または、ほぼ推進ができていない。

## 基本目標 1 誰もが個性を認め合い、より住みやすい地域づくり

### 【実施状況】

基本目標	A (構成比)	B (構成比)	C (構成比)	D (構成比)	E (構成比)
基本目標 1-① 地域における子育て支援	7 (50.0%)	5 (35.7%)	2 (14.3%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
基本目標 1-② 家庭と仕事の両立や 多様な働き方の実現	1 (50.0%)	0 (0.0%)	1 (50.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)

### 【課題】

#### ① 教育・保育の利用に関すること

検討すべき課題等	<p>児童数の減少による施設の運営が難しくなっています。人口減少施策と連携した取組が求められています。</p> <p>施設としては、保育士や指導員等の人材確保が難しくなっており、人材の確保・育成は喫緊の課題となっています。</p>
----------	---

#### ② 支援体制（相談など）に関すること

検討すべき課題等	<p>子育ての悩みは、子どもの成長段階や家族構成によって変わってくるため、保護者のニーズに合わせた多様な内容で学習機会を提供するとともに、子育て相談窓口の周知を徹底していくことが求められています。気軽に相談できる相談窓口があれば、育児不安を抱えた人の発見や児童虐待などの未然防止につながると考えられます。</p>
----------	--

### ③ 保護者の就労に関すること

検討すべき課題等	<p>保護者の就労状況は、国の政策もあり、変化してきています。第2期計画においては、そうした保護者の就労状況を踏まえた量の見込みと確保方策が必要となります。</p> <p>育児休業の取得割合は増加傾向にあるが、職場の育児休業制度が整備されていないと感じる人が増えていることから、今後は雇用主及び被雇用者へ周知・啓発の手法等について検討する必要があると考えられます。</p> <p>働く保護者にとって、放課後児童クラブは重要な社会資源であると言えます。今後も安心して預けることができるよう、多様なニーズに合った子どもの放課後の居場所を維持していくことが求められています。</p>
----------	--

## 基本目標2 親が安心とゆとりを持って子どもを生き育てることができる環境整備

### 【実施状況】

基本目標	A (構成比)	B (構成比)	C (構成比)	D (構成比)	E (構成比)
基本目標2-① 母と子の健康づくり	4 (40.0%)	6 (60.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
基本目標2-② 援助の必要な家庭への支援	4 (80.0%)	1 (20.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)

### 【課題】

#### ① 子育て家庭を取り巻く生活環境に関すること

検討すべき課題等	<p>晩婚化、核家族化の進行などにより、子育てを取り巻く環境は大きく変化していると考えられます。そうした中で、子育てを通じて、子どもだけでなく保護者も成長するための施策の検討が必要です。</p> <p>身近な人からの子育て支援を受けられない保護者に対する一時預かりなどの支援や、子育てネットワークづくりに対する支援についての周知を高めるとともに、支援を受けやすい体制を充実させていく必要があります。</p> <p>母親の育児に携わる割合が高いため、母親の方がより強く負担を感じていることがうかがえることから、周囲の意識啓発が求められています。</p>
----------	---

#### ② 支援を必要とする子どもや家庭への支援に関すること

検討すべき課題等	<p>児童の最善の利益となるよう、行政、教育委員会、保育園等の連携強化と、情報共有が必要となっています。併せて、保護者への理解促進も必要となっています。</p> <p>全国的に児童虐待などに関する相談が増えていることを踏まえ、要保護・要支援児童等に対する支援の一層の充実と、支える人材の確保・育成が求められています。</p>
----------	--

## 基本目標3 子どもが心身ともに生き生きとすこやかに育つ施策の推進

### 【実施状況】

基本目標	A (構成比)	B (構成比)	C (構成比)	D (構成比)	E (構成比)
基本目標3-① みんなで育てる地域の輪づくり	6 (31.6%)	8 (42.1%)	2 (10.5%)	1 (5.3%)	2 (10.5%)
基本目標3-② 子どもを見守る地域の環境づくり	8 (88.9%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	1 (11.1%)

### 【課題】

#### ① 地域における子育て支援事業に関すること

検討すべき 課題等	<p>町が行う子育て支援事業については、利用しやすい環境づくりや利用方法に関する周知、きっかけづくりなどが求められています。</p> <p>また、コミュニティスクールの導入による広がった交流をさらにつなげていく取組が必要となっています。</p>
--------------	--





## 第3章 計画の基本理念と基本方針

### 1. 計画の基本理念

本町の最上位計画である、第6次甲佐町総合計画の児童福祉分野においては、「子どもの権利条約」に基づいた人権の十分な尊重や地域の人材を活かした子育て家庭への支援を通して、健やかに生まれ育つことができる総合的で利用しやすい子育てサービスの充実を目指しています。

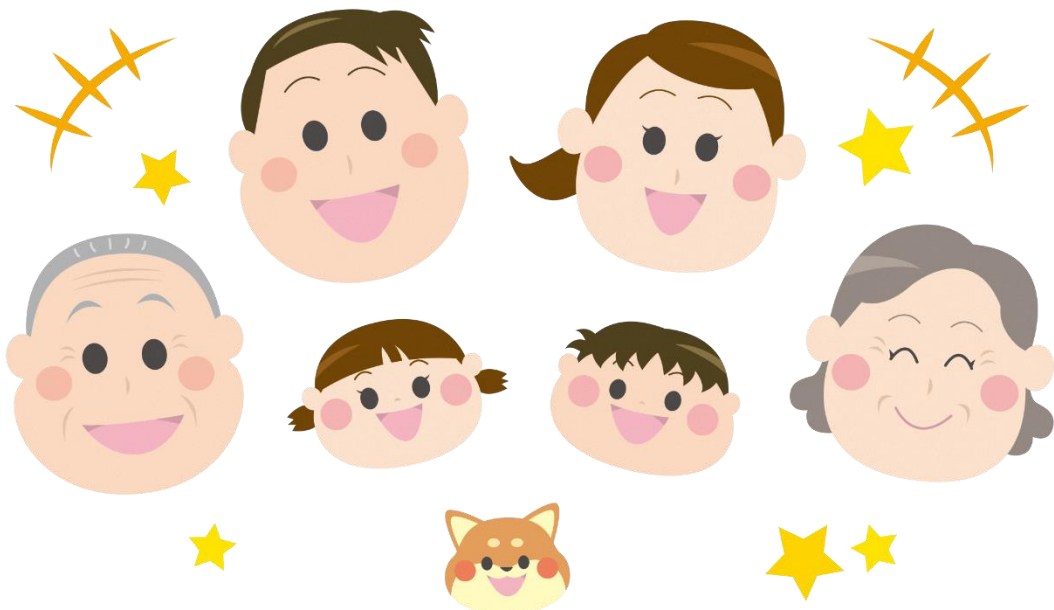
平成27年3月に策定した「甲佐町こどもゆめプラン」に基づき、少子化や核家族化等が進行する中、安心して子どもを生き育てることができる環境づくりや、子育て支援に取り組んできました。

今後においても、さらなる関係機関との連携・協働のもと、甲佐町の未来を担う子どもたちが個性豊かに生きる力を身につけ、元気に育つことができるよう、地域全体で児童の健全育成や子育て支援を進めていくことが重要となります。

そのため、切れ目のない取組が必要となることから、本計画においては引き続き、「元気はつらつ甲佐っ子」を基本理念として計画の推進を図ります。

#### 【基本理念】

～元気はつらつ甲佐っ子～



## 2. 大切にすべき視点

甲佐町では、基本理念のもと、子育て支援施策を進める上での共通の考え方として、以下の3つの視点に立って取り組むこととします。

### (1) 地域の視点

地域で子育てをするという共通認識を町民のそれぞれが持ち、犯罪や児童虐待などから子どもたちを守りながら健全な成長を見守ります。

### (2) 親の視点

保護者が子育てについての第一義的な責任を持つということを前提として、子育てへの支援を行います。また、子育ては大変ではありますが、喜びを伴うことを実感できるような子育て環境を整えます。

### (3) 子どもの視点

地域活動等に子どもたちが積極的に関わることで、地域のつながりの重要性を子どもたち自身が感じ、甲佐町で暮らす自立した人間に成長することを目指します。

### 3. 計画の基本目標

計画の基本理念の実現に向けて、以下の3つの基本目標を掲げ、総合的な施策の展開を図ります。

#### 基本目標 1

##### 誰もが個性を認め合い、より住みやすい地域づくり

###### ① 地域における子育て支援

核家族化による家庭の養育機能低下や多様なライフスタイルの変化によって、近隣住民との協力関係が希薄になっている傾向にあります。こうした中で若い世代が子育ての悩みを一人で抱え込まないよう安心して子どもを生み、ゆとりを持って健やかに育てていくことができるようにするため、社会全体で子育て家庭を支援し、家庭や地域の機能を支えるための仕組みづくりに努めます。

###### ② 家庭と仕事の両立や多様な働き方の実現

女性の社会進出が進むなど男女ともに価値観の多様化が進んでいます。しかし、依然として男性は仕事、女性は家庭という役割分担意識が残っています。女性の家庭と仕事の両立を支援するだけでなく、男性の家事や育児等への積極的な参加が進むよう意識の醸成を図ります。

また、雇用者と事業主の間においては、雇用者が弱い立場にあり、思うように育児休業等を利用しにくいのが現状です。そのため、企業に対しても育児と仕事の両立に関する理解促進に努めます。

#### 基本目標 2

##### 親が安心とゆとりを持って子どもを生み育てることができる環境整備

###### ① 母と子の健康づくり

妊娠期・乳幼児期は、親にとっても特に不安が大きい時期です。妊婦健康診査により、ハイリスク妊婦の早期発見及び支援を行います。また、乳幼児健診や乳児教室の工夫により、保護者の育児不安が軽減できるよう努めます。

## ② 援助の必要な家庭への支援

児童虐待による要保護児童に対しては、関係機関と連携を図りながら早期に対応できるような体制づくりに努めます。

ひとり親家庭に対しては、各種支援事業や福祉資金貸付制度等の情報提供を行うとともに、相談体制の充実を図ります。

障がい児に対しては、障がいを早期に把握し、保護者がその子の成長を見守ることができるように専門医師などによる療育相談や保健師による家庭訪問、療育指導教室への参加などのコーディネートを行います。

## 基本目標 3

### 子どもが心身ともに生き生きとすこやかに育つ施策の推進

#### ① みんなで育てる地域の輪づくり

これまで本町では、地域と一体となった様々な事業を展開してきました。今後も、子どもたちが健やかに創造性豊かに育つための教育を、学校・家庭・地域社会が一体となって進めていきます。

#### ② 子どもを見守る地域の環境づくり

住環境や道路交通環境の整備により、安心して暮らすことができ、かつ子育てに適したまちづくりを行います。また、地域で子どもたちを見守ることで、犯罪や交通事故が可能な限り起きにくくなるよう努めます。

## 4. 計画の体系

【基本理念】

～元気はつらつ甲佐っ子～

### 基本目標 1

誰もが個性を認め合い、より住みやすい地域づくり

- (1) 地域における子育て支援
- (2) 家庭と仕事の両立や多様な働き方の実現

### 基本目標 2

親が安心とゆとりを持って子どもを生き育てることができる環境整備

- (1) 母と子の健康づくり
- (2) 援助の必要な家庭への支援

### 基本目標 3

子どもが心身ともに生き生きとすこやかに育つ施策の推進

- (1) みんなで育てる地域の輪づくり
- (2) 子どもを見守る地域の環境づくり

## 第4章 施策の展開

### 基本目標1 誰もが個性を認め合い、より住みやすい地域づくり

#### (1) 地域における子育て支援

##### ◆施策の方向性

近年、就労形態の多様化や共働き世帯の増加に伴う保育サービスへのニーズの高まりや、少子化及び核家族化の進行等による子育てへの不安や負担の増加などが見られます。

今後、すべての家庭で安心して子どもを育てることができるよう、保護者の実情を踏まえながら、適切なサービスの実施に努めるとともに、各機関・広報媒体における情報提供と相談支援体制の充実を図ります。

また、保育料の軽減や各種手当等により子育てにかかる経済的負担の軽減に努めます。

※関係課について令和2年4月から福祉課は住民生活課へ変わります。

施策	内容	関係課
①通常保育事業	保護者の就労等により、家庭保育ができない場合に、子どもを保育園（所）で預かります。 現在、私立保育園（所）が5つあり、今後も待機児童がでないよう努めながら継続して取り組みます。	福祉課※
②延長保育事業	保護者の多様な就労形態に対応するため、通常の保育時間を延長して子どもを預かります。 現在、町内全保育園（所）で実施しており、利用者も多いため、今後も継続して実施します。	福祉課※
③一時保育事業	保護者の病気やその他の理由により、家庭で保育が困難な場合に、未就園児を一時的に保育園等で預かります。 現在、町内全保育園（所）で実施しています。 今後も、より気軽に利用できるように、さらなる周知に努めます。	福祉課※
④障がい児保育事業	障がいのある児童について、すべての保育園（所）において受け入れ体制を整えており、今後もニーズに応じて随時対応します。 軽度の障がいのある児童に対しても保育を行い、児童の処遇向上を図ります。	福祉課※

施 策	内 容	関係課
⑤病児病後児保育事業	<p>広域（甲佐町、御船町、嘉島町）において病気の療養中または回復期にある児童を預かる病児病後児保育を実施します。</p> <p>関係機関と連携のもと、きめ細かな支援を行います。</p>	福祉課※
⑥放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）	<p>小学校に就学している児童で、その保護者が労働等により昼間家庭にいない場合に、授業の終了後に適切な施設において遊びや生活の場を提供し、健全な育成を図ります。</p> <p>今後も学校や保護者等との連携のもと継続して実施し、今後のニーズに応じて実施の拡充を図ります。</p> <p>また、支援員の確保及び支援員の育成に取り組みます。</p>	福祉課※
⑦子育て短期支援事業	<p>保護者の疾患等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行います。</p> <p>今後も利用できるように、さらなる周知に努めます。</p>	福祉課※
⑧ファミリーサポートセンター事業	<p>「育児の援助が必要な人（依頼会員）」と「子どもを預かることのできる人（協力会員）」の会員を増員しながら、依頼に応じて保育園への送迎や一時的な預かり等の子育て支援を行います。</p> <p>今後も利用者増加のために、さらなる周知に努めます。</p>	福祉課※
⑨地域子育て支援拠点事業（地域子育て支援センター）	<p>地域子育て支援センターにおいて、週3回の「ふれあいクラブ」による親子の交流の場の提供や電話による育児相談、保護者への情報提供などを実施しています。</p> <p>今後も、多くの方が気軽に参加、相談できるよう、さらなる周知を行うとともに、実施方法の改善を検討します。</p>	福祉課※

施 策	内 容	関係課
⑩子育てにおける相談体制・情報提供体制	<p>民生委員・児童委員、主任児童委員による乳幼児相談や乳幼児家庭訪問を実施しています。また、子育て支援施策の情報については、役場窓口や町ホームページ、各保育園、地域子育て支援センター等で提供しています。</p> <p>今後も、子育て経験者、高齢者等の子育てに関する知識及び経験を持つ住民や、民生委員・児童委員、学校、保育園等の関係機関によるネットワークの構築を図り、それぞれの親子の状況に応じた適切な支援へつながる体制づくりに努めます。</p>	福祉課※
⑪保育料の軽減	<p>3歳未満児の保育料については応能負担方式により保護者の所得状況その他事情をふまえ、市町村民税額を基に階層区分が設定されています。本町では国の定める保育料よりも軽減措置をとっています。</p> <p>多子世帯子育て支援事業により多子世帯への経済的支援を今後も継続して実施し、保護者の経済的負担の軽減を図ります。</p>	福祉課※
⑫出生児祝金	<p>今後も、3人目以降の出生に対し、1人あたり10万円を支給し、制度についての周知に努めながら継続して実施します。</p>	福祉課※
⑬子育てに関する経済的負担の軽減	<p>今後も児童手当や児童扶養手当、子ども医療費助成事業、要保護及び準要保護児童生徒就学援助費や、新生児おむつ用ごみ袋の支給などにより、子育てに関する経済的負担の軽減に努めます。</p>	福祉課※ 学校教育課
⑭教育環境等施設整備の充実	<p>教育施設等の施設整備に取り組み、子どものすこやかな成長を支援します。</p> <p>外部便所も含め、便所の洋式化を進めます。また、建物を健全な状態を保つとともに長寿命化できるよう、点検、調査を行い、長寿命化計画を策定し、適切に管理します。</p>	学校教育課



## (2) 家庭と仕事の両立や多様な働き方の実現

### ◆施策の方向性

女性の就労が増加する中、育児を母親だけの負担とするのではなく、男女が協力して子育てに取り組むことが重要になっています。

今後、仕事と子育ての両立に向けて、育児休業制度等の周知・啓発や情報提供の充実により、保護者が働きやすい職場環境の整備を推進します。あわせて、地域住民に対する男女共同参画社会の実現に取り組みます。

施策	内容	関係課
①仕事と子育ての両立推進	就労形態の多様化に伴う保育サービスの充実等により、働きながら子育てができる環境を整えます。	福祉課※
②男女共同参画の推進	男女共同参画社会推進懇話会組織を中心に、町での啓発活動を実施します。 また、育児・介護休業制度の周知・啓発により、職場における仕事と子育ての両立を推進します。 今後も関係各課との連携により、施策の充実を図ります。	総務課 社会教育課

## 基本目標 2 親が安心とゆとりを持って子どもを生き育てることができる環境整備

### (1) 母と子の健康づくり

#### ◆施策の方向性

妊娠・出産は親にとって大きな喜びであると同時に、心身の急激な変化や産後の子育てに対する不安や悩みが生じやすいため、安心して子どもを生き育てる環境づくりが必要です。また近年、子どもや親の心身の健康を取り巻く環境は大きく変化しています。

このため、妊娠・出産、子育てに対する不安を軽減できるよう、正しい知識の情報提供とともに、発達段階に応じた健康診査等の母子保健事業や各種教室等による健康づくりの充実に努めます。

※関係課について令和2年4月から総合保健福祉センターは健康推進課へ変わります。

施策	内容	関係課
① 母子健康手帳交付	妊婦が健康に、安心して出産を迎えることができるよう、妊娠届出時に母子健康手帳を交付します。また、交付時には保健師が対応し、必要時は、管理栄養士も相談に対応し、安心して相談できる体制を継続します。	総合保健福祉センター※
②妊婦健康診査	妊婦健康診査の受診票を発行し、子育て世代の経済的負担を軽減するとともに、妊婦健康診査の結果を活用した保健指導や栄養指導を実施することで、安心・安全な出産を迎え、生涯に渡って健康に過ごすことができるよう支援を行います。	総合保健福祉センター※
③妊婦健康相談	妊婦が心も体も健康に、安心して出産を迎えることができるよう、適宜、健康相談を行います。また、支援が必要な妊婦には、医療機関をはじめ、様々な機関と連携し、継続した支援を実施します。	総合保健福祉センター※
④乳児家庭訪問	全ての乳児を対象に家庭訪問を行い、乳児の異常の早期発見や保護者の育児不安の軽減等に努めます。また、必要時、里帰り出産で本町に帰省している乳児等の家庭訪問も行い、きめ細やかに支援を実施します。	総合保健福祉センター※

施 策	内 容	関係課
⑤乳幼児相談	<p>子どもの発育の確認や育児相談ができ、保護者の育児を含めた悩みの相談の場となるよう、総合保健福祉センターへの来所や電話相談などにより乳幼児相談を行っています。必要時は、家庭訪問も行っています。</p> <p>今後も継続して実施し、気軽に相談ができる場を提供します。また、保健師や管理栄養士・栄養士等の専門職が、子どもの発育や発達、離乳食の相談等に対応します。</p>	総合保健福祉センター※
⑥乳幼児健康診査	<p>乳幼児の発育・発達に関する異常の早期発見・早期治療・早期療育を図るとともに、児童虐待の発生予防や早期発見、また、ケースに応じた子育て支援に努めます。</p> <p>今後も、乳幼児健康診査を実施し、乳幼児の発育・発達を適切な時期に確認し、異常の早期発見や早期治療につなげます。また、未受診者や要観察者の支援を保育所等と連携し行います。</p>	総合保健福祉センター※
⑦ピカピカ1歳教室	<p>ピカピカ1歳教室を実施し、乳幼児の発育・発達を適切な時期に確認し、育児不安の軽減にもつなげます。また、欠席者や要観察者の支援を保育所等と連携し行います。</p>	総合保健福祉センター※
⑧乳幼児予防接種	<p>感染症の発症と重症化を予防するため、医療機関に委託して、予防接種を実施します。接種率が向上するよう、引き続き、細やかに対象者へのお知らせ等を実施します。</p>	総合保健福祉センター※
⑨歯の健康づくり	<p>むし歯予防のため、1歳～4歳へのフッ化物塗布、保育園（所）・小・中学校でのフッ化物洗口、保育園（所）・小・中学校でのよい歯の教室等を実施しています。また、乳幼児健康診査やピカピカ1歳教室等の際も、月齢に合わせた歯科指導を実施しています。</p>	総合保健福祉センター※ 学校教育課 福祉課※
⑩食育の推進	<p>乳幼児健康診査や教室時の栄養指導、小・中学生との郷土料理づくり等を通じて、生涯を通じた健康な体づくりを目指した食育を推進しています。</p> <p>今後も、生涯を通じた生活習慣病の発症予防や重症化予防を念頭に置いて、食育を推進します。</p>	総合保健福祉センター※

## (2) 援助の必要な家庭への支援

### ◆施策の方向性

近年の社会環境の変化に伴い、児童虐待やひとり親家庭の増加など家庭環境の変化が見られます。また、障がいのある子どもを持つ保護者には、子育てについて問題や不安を抱える人が多くみられます。

このため、関係機関との連携のもと要保護児童対策に取り組むとともに、相談支援体制や経済的支援の強化、障がいのある子どもが身近な地域で安心して生活できるよう日常生活の支援を行います。

施策	内容	関係課
①要保護児童対策	<p>「甲佐町要保護児童対策・DV防止対策・高齢者虐待防止対策地域協議会」を設置し、福祉・教育・保健・医療・警察・民生委員・児童委員等の関係機関で協力体制をつくり、要保護児童等への支援を行います。協議会の中では、学習会や情報交換、ケース会議を行い、児童虐待やいじめ・不登校などの早期発見・早期対応に努め、対応が難しいケースは、必要に応じて児童相談所や福祉事務所等との連携のもと適切な処置を継続して行います。</p> <p>また、家庭訪問や乳幼児健康診査を通じて、支援が必要と考えられる家庭の継続した支援を実施します。支援の際は、関係課や他機関と連携し、対応していきます。</p>	福祉課※ 総合保健福祉センター※
②ひとり親家庭への支援	<p>ひとり親家庭への支援として、制度の適用（児童扶養手当・ひとり親家庭等医療費助成）や相談業務等を実施しています。各種支援については、県作成の小冊子の配布や広報への掲載により情報提供に努めています。</p> <p>また、社会福祉協議会では、「ひとり親世帯及び祖父母と孫世帯の日帰り旅行」を実施しています。</p> <p>今後も、相談及び支援事業の周知に努めながら、継続して取り組みます。</p>	福祉課※

施 策	内 容	関係課
③障がい児への支援	<p>障がい児保育や療育相談及び療育事業の紹介を行い、障がい児の放課後児童受け入れとして日中一時支援事業を実施します。</p> <p>1歳6ヶ月児・3歳児の健診後のフォローや療育センターとの連携、児童発達支援、放課後等デイサービスでの障がい児の放課後や夏休み期間中の受け入れを行うなど、今後も継続して障がい児の健やかな成長のための支援や、その保護者等の一時的な負担軽減を図ります。また、医療機関の受診が困難である現状等を情報提供し、県全体で改善できるよう働きかけを行います。</p>	福祉課 総合保健福祉センター※
④上益城地域療育事業「わいわいなかま」	<p>「わいわいなかま」では、課題のある子どもへの外来療育を行ったり、保護者の相談を受け付けるなどして、子どもの健全育成や居場所の確保、保護者自身が抱える問題への支援などを行います。</p> <p>定期的に郡内で運営検討部会等を開催し、課題を共有・解決に向けて今後も継続して取り組みます。</p> <p>また、乳幼児健康診査等に、上益城地域療育センター相談員に参加してもらい、必要時、保護者等との相談につなげて、療育やわいわいなかまの紹介を行い、その他の療育施設の情報提供等も行います。</p>	福祉課 総合保健福祉センター※
⑤障がい児への手当て等	<p>特別児童扶養手当、障害児福祉手当の支給により保護者の経済的負担の軽減を図ります。</p> <p>また、各学校の特別支援学級に在籍する児童生徒の就学を援助するため、特別支援教育就学奨励費補助を実施しています。</p> <p>今後も継続して取り組みます。</p>	福祉課 学校教育課

## 基本目標3 子どもが心身ともに生き生きとすこやかに育つ施策の推進

### (1) みんなで育てる地域の輪づくり

#### ◆施策の方向性

子どもの健全育成のためには、家庭だけでなく学校や地域など社会全体で子どもを育み、さまざまな体験を通じた仲間づくりや社会性の形成が必要です。

身近な地域において、子どもが主体的に生きる力を育むことができるよう、学力向上はもちろんのこと、特色ある体験活動の推進等により、学校教育の充実、地域の教育力の向上を図ります。

施策	内容	関係課
①公民館講座（遊び・子ども講座）	小学生以下の子どもを対象に年3回程度「子ども講座」を開講し、ニュースポーツ、昔遊びや種々の遊びを実施しています。 子ども講座を継続し、新しいスポーツ・遊び等にも取り組みを検討します。また、今後も町ホームページにも掲載し参加者増を図ります。	社会教育課
②体験学習	学校と教育委員会が連携し、小中学生を対象に武道体験学習を実施しています。武道を体験することにより、精神的にも肉体的にもたくましい子どもを育むとともに、武道を通して周囲の人への対応等を向上させることで、いじめ問題等の解消を図ります。 今後も各学校の理解を得ながら、引き続き学校と教育委員会で連携しながら継続して取り組みます。	社会教育課
③総合的な学習の時間における学習	技術や特技を持つ地域の方による授業や授業補助の中で伝統的な遊びなどを行っています。 また、小学校では学習田を借り上げて児童の体験学習に役立てるなど、町内すべての小中学校において総合的な学習の時間を推進しています。 県の地域学校協働活動推進事業を活用し、継続して事業活用校が増えるように推進します。また、各学校の学校運営協議会とも連携して活動を実施していくとともに、統括的な推進員の人材発掘も行います。	社会教育課 学校教育課

施 策	内 容	関係課
④環境教育の推進	<p>環境意識の高揚を図るため、小中学生を対象に年1回「環境俳句コンテスト」や「みどり川の絵」、「故郷をテーマにしたフォトコンテスト」を募集するなど啓発活動を行っています。</p> <p>緑川をはじめとする環境問題について意識高揚を図るため、小中学生を対象とし継続していきます。</p> <p>今後も、各学校において特色ある活動を行います。</p>	<p>社会教育課 学校教育課</p>
⑤エコスクール活動	<p>小・中学校において「学校版環境ISOコンクール」に取り組み、節水・節電やゴミの減量、リサイクル等実施することで、一人ひとりの環境を大切にする気持ちを育てます。</p>	<p>学校教育課</p>
⑥「あつまれ子どもたち（1泊2日）」まるごと自然体験事業	<p>青少年健全育成町民会議の主催事業である「あつまれ子どもたち（1泊2日）」を夏季休業中に1回実施し、小中学生を対象に、テント設営や野外炊飯などの野外体験や緑川の水質検査、水生生物の観察を行います。</p>	<p>社会教育課</p>
⑦伝統文化の継承活動	<p>地域の各種保存会により、伝統文化の継承活動を行っています。伝統芸能継承のため、甲佐町観光協会の助成金の交付と、伝統芸能記録保存事業を展開し、今後の継承活動を支援します。</p> <p>伝統芸能は地域のアイデンティティを象徴するものであり、その継承は地域のコミュニティ活動には不可欠なものです。現在存続している伝統芸能が存続できるように、今後も地域や学校と協力して伝統文化の継承を行います。</p>	<p>社会教育課 地域振興課</p>
⑧子ども会活動の推進	<p>指導者の養成のため、県や郡の子ども会育成者研修会への積極的な参加を呼びかけています。平成27年度まで子ども会対抗球技大会を実施していましたが平成28年度以降は、10月に行われる町、体協主催の球技大会に、小学生以上が参加できる種目を取り入れています。</p> <p>今後は、スポーツをはじめ文化活動等にも取り組み、子ども会活動の充実に努めます。</p>	<p>社会教育課</p>

施 策	内 容	関係課
⑨児童の居場所づくり等	<p>児童の居場所づくりとして、「放課後児童クラブ」や「放課後子ども教室」を行い、児童の適切な処遇・安全の確保に努めています。「放課後子ども教室」では、地域の方々の参画を得て、子どもたちとともに勉強、スポーツ、文化活動、地域住民との交流活動等を実施しています。</p>	社会教育課 福祉課※
⑩児童館の活動	<p>中早川児童館では、子どもの健康及び情操を育むため、子どもを持つ保護者の育児相談や子どもたちの遊び場を提供しています。</p> <p>当館の主催事業では、七夕つくりやもちつき大会、子どもふれあいデーを実施しており、町内の小学生を対象に、毎年テーマを変え、いろんな体験をしてもらっています。</p> <p>児童館の設置目的の達成や利用者の増加を図るために、イベントを実施していますが、平日の利用者が少ない状況にあります。今後は、平日の利用者を増やすための企画を検討します。</p>	町民センター
⑪基礎学力と教育課程の充実	<p>県下で行われている「熊本県学力・学習状況調査」をすべての小学校で実施しており、一人ひとりの課題発見と基礎学力の確実な定着に成果をあげています。</p> <p>また、少人数加配教職員の配置要望や、年間2校の学力充実研究推進指定校の指定などにより、個々に応じた指導体制の充実及び学力向上に取り組んでいます。T・T（ティームティーチング）や少人数指導により個に応じたきめ細やかな指導を充実させ、基礎学力の定着に努めます。</p> <p>今後も引き続き対策会議を行い、学力向上を図ります。上益城郡の中学校区で学力向上研究指定事業を実施し、小学校と中学校が連携して学力向上に取り組めます。</p>	学校教育課
⑫国際交流活動及び外国語教育	<p>国際交流は教育委員会と町国際交流協会により進められています。また、在熊の外国人との交流も行って、国際社会に対応できる人材を育成します。</p> <p>今後も、ALT（外国語指導助手）を配置し、中学校での英語指導のほか、小学校を巡回して外国語・外国語活動の指導を行います。</p>	社会教育課 学校教育課



施 策	内 容	関係課
⑬情報教育	<p>情報教育の充実のため、小中学校においてパソコン等ICT機器を活用した情報教育を充実しています。</p> <p>今後もパソコンを中心にICT機器の導入や教師の研修も行います。</p>	学校教育課
⑭スクールカウンセラー等の活用事業	<p>学校における教育相談体制の充実を図り、いじめや不登校、問題行動等を解決するために、県からの派遣スクールカウンセラーと町任用の教育カウンセラーを配置しています。県の派遣スクールカウンセラーは臨床心理士の資格を持っており、町独自の教育カウンセラーについては、学校長等の経験者を配属し、いじめや不登校対策などを行っています。</p> <p>今後も、スクールカウンセラー等を活用し、いじめや不登校対策等を行っていきます。</p>	学校教育課
⑮思春期保健対策	<p>小中学校において性や煙草・薬物・飲酒の害に関する教育・指導を実施し、正しい知識の普及と子どものすこやかな成長を継続して支援します。</p>	学校教育課
⑯学校運営協議会	<p>「地域と共にある学校」を推進し、児童生徒のすこやかな成長を図ることを目的に、コミュニティスクールとして運用し、学校運営協議会を開催しています。今後も地域及び家庭の意見を取り入れて学校運営を行っていきます。</p>	学校教育課

## (2) 子どもを見守る地域の環境づくり

### ◆施策の方向性

すべての子どもや子育て家庭が安心して生活できるためには、快適な生活環境づくりと、子どもを交通事故や犯罪から守る取組みが不可欠です。

このため、公共施設や道路交通環境等の計画的な整備を行うとともに、子どもが地域において安全に生活できるよう、交通安全教育や地域での連携した見守り体制の強化に努めます。

施策	内容	関係課
①住宅・住環境	<p>安心、安全に子育てができる環境を整え、子育て世帯の移住定住を促進するため役場東側に位置する住まいの復興拠点に子育て支援住宅「ヴェルデ甲佐」を整備しました。</p> <p>引き続き、住宅・住環境の整備を促進し、若い世代の定住を図るとともに、民間建築物の安全性を確保するため耐震診断、改修の補助制度について、制度の充実を周知し利用促進に努めます。</p>	<p>建設課 地域振興課</p>
②公営住宅	<p>公営住宅のストックの円滑な更新、予防保全的な維持管理や修繕によるストックの長寿命化を着実に進めていくための計画を定めています。</p> <p>本計画に基づき、老朽化した施設の建替えや長寿命化改善を行っています。平成29年度から耐震基準を満たしていない上揚団地、平成30年度から早川第一団地の建替えを進めています。建替え、改修後の維持管理については持続可能で効率的にできるよう民間委託も視野に入れて検討を行います。</p>	<p>建設課</p>

施 策	内 容	関係課
③安全な道路交通環境の整備	<p>交通安全対策としては、危険箇所の改善を図るため、ガードレールやカーブミラーなどの整備を順次行っています。また、生活道路の維持管理（草刈り、補修）や、幅員が狭く通行に危険な箇所については必要に応じて改良（拡幅等）を行っています。事業実施にあたっては、社会資本整備総合交付金事業を活用し、歩行者等の安全確保に努めています。</p> <p>今後も通学路や未就学児の移動経路の安全対策や行政区からの要望、通学路安全プログラムを踏まえ交通安全の施設整備を行います。</p>	建設課
④防犯灯の設置推進	<p>通学路における防犯灯の設置及び地区内防犯灯設置への補助を実施しています。また、民家のない通学路で設置の必要な箇所は、町での設置・管理を行っています。</p> <p>今後も、継続して取り組みます。</p>	くらし安全推進室
⑤交通安全指導	<p>町内の小中学生を対象とした参加・体験・実践型の交通安全教室を開催します。</p> <p>さらに、毎月1、10、20日の朝には、交通指導員や交通安全協会による街頭指導を実施し、春・秋・年末年始には交通安全運動を行っています。</p> <p>交通安全協会及び警察等、関係機関との連携を図り、今後も継続して取り組みます。</p>	くらし安全推進室
⑥チャイルドシートの利用啓発	<p>保護者の交通安全への意識を高め、着用率向上のため、春、秋の全国交通安全運動時の街頭キャンペーンで運転手への呼びかけを行います。</p> <p>引き続き啓発を行います。</p>	くらし安全推進室

施 策	内 容	関係課
⑦子どもを犯罪から守るための取り組み	<p>青少年健全育成町民会議及び生徒指導連絡協議会による情報交換や、広報紙及び防災行政無線、教育パトロール用ステッカーを活用した防犯意識の啓発を行っています。パトロールについては、地区ごとに社会教育課や学校教諭、PTAなどが協力して巡回しています。</p> <p>また、子どもたちが非常時に避難や助けを求められる「子ども110番の家」として地域の方の協力を得ています。「子ども110番の家」には看板やステッカーで表示を行い子どもたちに周知していきます。</p> <p>今後も継続して取り組み、子どもの安全の確保と犯罪から守る環境づくりに努めます。</p>	<p>くらし安全推進室 学校教育課 社会教育課</p>
⑧通学における安全対策	<p>通学における安全対策として、乙女地区での通学用シャトルバスの運行や宮内地区の子どもの町営バス利用を行っています。また、甲佐町通学路安全推進会議を行い、通学路の点検、安全確保を行っています。</p> <p>今後もシャトルバスの運行および町営バスの利用や甲佐町通学路安全推進会議を継続していきます。</p>	<p>くらし安全推進室 学校教育課</p>
⑨子どもを有害環境等から守るための取り組み	<p>子どもにとって悪影響を及ぼす有害図書、テレビやインターネットによる有害情報等から守るため、パトロール等の取り組みを行っています。関係機関との情報交換を行いながら現状把握に努め、継続して取り組みます。</p> <p>スマートフォン等の普及により、SNS、オンラインゲーム等の利用等を通じて、生活習慣の乱れや不適切な利用など情報化の進展に伴う新たな問題が生じています。このような状況を踏まえ、情報モラルの教育の一層の充実を図ります。</p> <p>インターネット有害情報等については県、PTA等の関係機関と連携し、子どもが使用するパソコン、スマートフォンのフィルタリングの徹底を図ります。</p> <p>今後も継続して情報共有を図り、聴取した意見を可能な限り反映させます。</p>	<p>くらし安全推進室 学校教育課 社会教育課</p>

## 第5章 子ども・子育て支援事業計画

### 1. 教育・保育提供区域の設定

子ども・子育て支援法では、子ども・子育て支援事業計画の策定にあたり、教育・保育、地域子ども・子育て支援事業を提供する区域を定め、当該区域ごとに「量の見込み」や「確保方策」を定めることとしています。

国から示された教育・保育提供区域の考え方、及び甲佐町における教育・保育提供区域の設定は、以下の通りです。

#### (1) 教育・保育提供区域の考え方

- ①地理的条件、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための整備状況その他の条件を勘案したものである。
- ②地域型保育事業の認可の際に行われる需給調整の判断基準となる。
- ③地域子ども・子育て支援事業と共通の区域設定とすることが基本となるが、実態に応じて区分又は事業ごとに設定することができる。

#### (2) 教育・保育提供区域を設定するに当たっての留意事項

ポイント① 事業量の調整単位として適切か	ポイント② 事業の利用実態を反映しているか
●児童数や施設数は適切な規模か	●居宅から容易に移動することが可能か
●区域ごとに事業量の見込みが算出可能か	●区域内で事業の確保が可能か
●区域ごとに確保策を打ち出せるか	●現在の事業の考え方と合っているか

#### (3) 教育・保育提供区域について

甲佐町では、町内全域を1つの区域として設定し、現在の利用実態や今後のニーズを踏まえ、教育・保育、地域子ども・子育て支援事業を実施します。

## 2. 教育・保育の量の見込みと確保方策

### (1) 保育の必要性の認定について

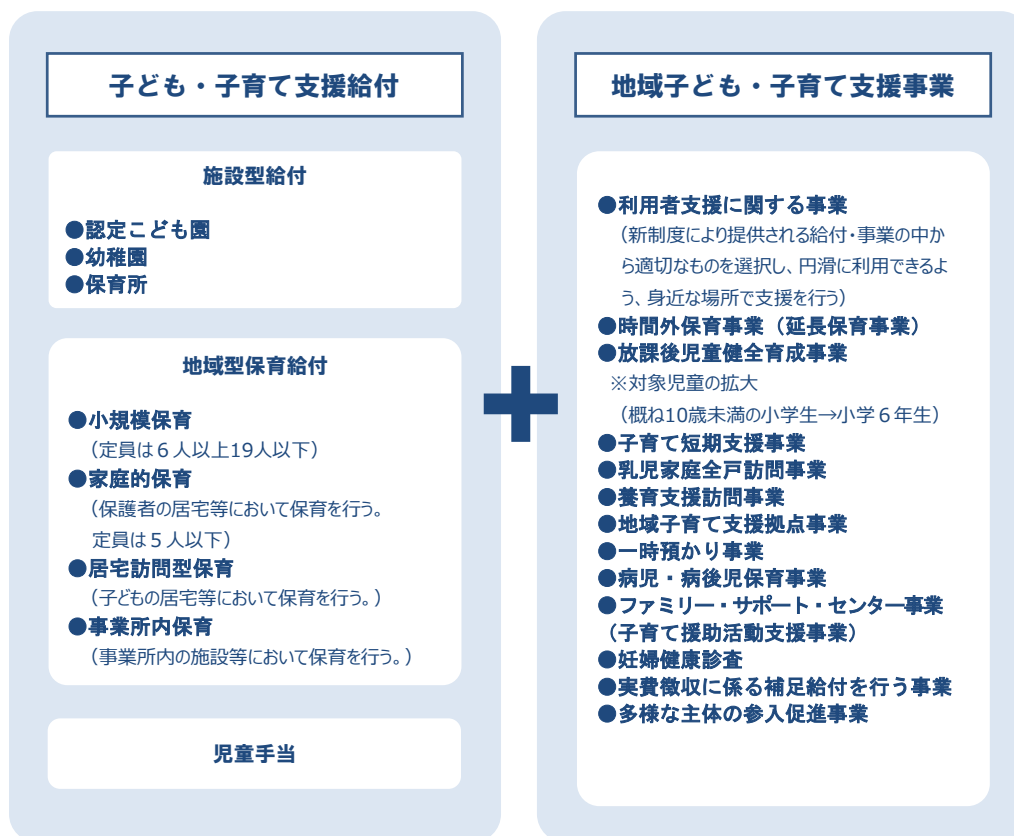
子ども・子育て支援法では、子ども及びその保護者が教育・保育給付を受ける場合は、子どもの年齢や保育の必要性に応じた認定（法第19条）を受けることが必要となっています。一方、市町村は、保護者の申請を受け、国の策定する客観的基準に基づき、保育の必要性を認定した上で給付を支給することとされています。

なお、認定区分の類型は大きく3つに分かれ、それぞれに利用できる施設や事業が異なります。

#### 【認定の区分】

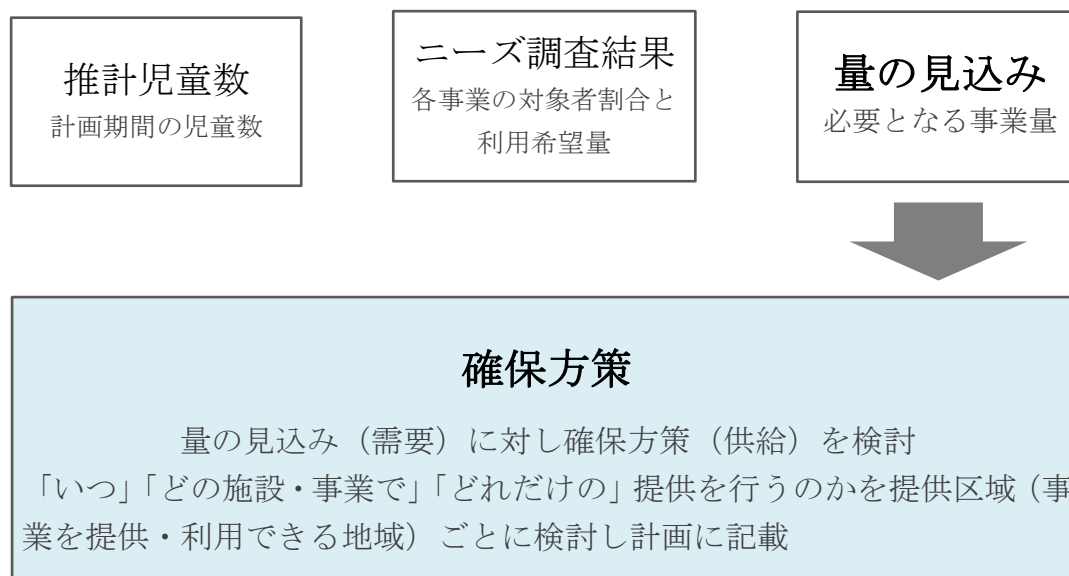
支給認定区分	対象	保育の必要性の有無	主な利用施設
1号認定 (教育標準時間認定)	満3歳以上	必要としない	幼稚園 認定こども園
2号認定 (保育認定)	満3歳以上	必要とする	保育所 認定こども園
3号認定 (保育認定)	満3歳未満	必要とする	保育所 認定こども園 地域型保育事業

#### 【子育て支援の「給付」と事業の全体像】



## (2) 量の見込みと確保方策の考え方

子ども・子育て支援法では、市町村が計画の中で教育・保育提供区域ごとに教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」や「確保方策」を定めることとしています。本町では、町全体を1つの教育・保育提供区域とし、ニーズ調査の結果等に基づいて事業ごとに「量の見込み」や「確保方策」をまとめました。



### 【提供体制、確保方策の具体的な考え方】

- 保育園（所）において、計画期間中に待機児童が発生することがないように、教育・保育の提供を行います。
- 広域利用の希望については、近隣市町村と連携を取り、適切に対応します。
- 計画期間中の1号認定の利用希望については、広域利用による委託に対応します。
- 他市町村からの広域利用の受託依頼については、施設と連携し調節を図りながら、適切に対応します。
- 外国人の親を持つ幼児や帰国子女など、外国につながる幼児が教育・保育を利用する場合には、関係各課や施設と連携、調整し、適切な教育・保育を提供できるように努めます。

### (3) 児童数推計

「量の見込み」を算出するにあたって、基礎データとなる0歳から11歳までの児童数の推計を、2014年（平成26年）から2019年（平成31年）までの各年4月1日現在の住民基本台帳の人口データを元に、コーホート変化率法を用いて算出しました。

【推計児童数】

単位 (人)	実績	推計				
	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年
0歳	58	69	69	68	67	66
1歳	83	62	74	73	72	71
2歳	76	83	62	74	73	73
3歳	87	79	87	65	77	76
4歳	73	90	81	89	66	79
5歳	87	75	92	83	92	68
6歳	97	87	75	92	83	92
7歳	98	97	87	75	92	83
8歳	111	99	98	88	76	93
9歳	105	110	98	97	87	75
10歳	95	105	110	98	97	87
11歳	94	95	105	110	98	97
合計	1,064	1,051	1,038	1,012	980	960

※2019年の児童数実績および2020～2024年の推計児童数は各年4月1日時点のもの。



#### (4) 量の見込みと確保方策について

##### [特定教育・保育事業]

		令和2年度				令和3年度			
		1号	2号	3号		1号	2号	3号	
		3～5歳	3～5歳	1～2歳	0歳	3～5歳	3～5歳	1～2歳	0歳
①量の見込み		10	220	120	20	10	220	112	20
②確保方策	幼稚園	0				0			
	認定こども園（幼稚園部分）	0				0			
	認定こども園（保育所部分）		0	0	0		0	0	0
	保育所		224	92	24		224	92	24
	地域型保育事業			0	0			0	0
	企業主導型（地域枠）		0	0	0		0	0	0
	広域利用による委託	11	8	7		11	8	7	
合計		11	232	123		11	232	123	
③他自治体からの受託		0	2	1		0	2	1	
過不足（② - ① - ③）		1	10	▲ 18		1	10	▲ 10	

		令和4年度				令和5年度			
		1号	2号	3号		1号	2号	3号	
		3～5歳	3～5歳	1～2歳	0歳	3～5歳	3～5歳	1～2歳	0歳
①量の見込み		10	214	122	19	10	213	120	19
②確保方策	幼稚園	0				0			
	認定こども園（幼稚園部分）	0				0			
	認定こども園（保育所部分）		0	0	0		0	0	0
	保育所		224	92	24		224	92	24
	地域型保育事業			0	0			0	0
	企業主導型（地域枠）		0	0	0		0	0	0
	広域利用による委託	11	8	7		11	8	7	
合計		11	232	123		11	232	123	
③他自治体からの受託		0	2	1		0	2	1	
過不足（② - ① - ③）		1	16	▲ 19		1	17	▲ 17	

		令和6年度			
		1号	2号	3号	
		3～5歳	3～5歳	1～2歳	0歳
①量の見込み		9	203	119	19
②確保方策	幼稚園	0			
	認定こども園（幼稚園部分）	0			
	認定こども園（保育所部分）		0	0	0
	保育所		224	92	24
	地域型保育事業			0	0
	企業主導型（地域枠）		0	0	0
	広域利用による委託	11	8	7	
合計		11	232	123	
③他自治体からの受託		0	2	1	
過不足（② - ① - ③）		2	27	▲ 16	

### 3. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

#### (1) 利用者支援

子ども又はその保護者の身近な場所で教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ、相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡の調整等を実施する事業です。

#### ■ ■ 量の見込みと確保方策 ■ ■

(単位：か所)

	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
① 量の見込み	0	1	1	1	1
② 確保方策	0	1	1	1	1

#### 【確保の内容】

利用者支援事業として母子保健型、基本型をそれぞれ立ち上げ連携することを検討します。

#### (2) 時間外保育事業（延長保育事業）

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用時間に加えて延長して保育を実施する事業です。

#### ■ ■ 量の見込みと確保方策 ■ ■

(単位：人／年)

	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
① 量の見込み	155	157	153	151	146
② 確保方策	155	157	153	151	146

(※人／年：年間の利用実人数)

#### 【確保の内容】

ニーズ調査結果をもとに国の手引きにより見込量を算出し、過年度実績を勘案して数値を算出。

保護者の就労時間の長時間化や通勤時間の広がり等に伴い、各保育園での時間外保育の利用の増加に対し、確保できるように努める。

### (3) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に施設を利用して適切な遊びや生活の場を与え、その健全な育成を図る事業です。

#### ■ ■ 量の見込みと確保方策 ■ ■

（単位：クラブ数、人数/1日あたり）

		令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
① 量の見込み	合計（人数）	86	79	78	76	79
	1年生	29	25	30	27	30
	2年生	27	25	21	25	23
	3年生	15	15	13	11	14
	4年生	9	8	8	7	7
	5年生	4	4	4	4	3
	6年生	2	2	2	2	2
② 確保方策	クラブ数	3	3	3	3	3
	人数	86	79	78	76	79

（※人/年：1日の利用実人数）

#### 【確保の内容】

ニーズ調査結果をもとに国の手引きにより見込量を算出。

平成29年度にひまわりクラブを新設し現在3クラブで事業を実施。

2019年度4月1日現在：くるみクラブ36人、げんきクラブ24人、ひまわりクラブ21人

### (4) 子育て短期支援事業

保護者の疾患等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等を利用し、必要な保護を行う事業です。

#### ■ ■ 量の見込みと確保方策 ■ ■

（単位：人日）

		令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
① 量の見込み		70	66	62	58	54
② 確保方策		70	66	62	58	54

（※人日：年間の利用人数×利用日数）

#### 【確保の内容】

ニーズ調査結果をもとに国の手引きにより見込量を算出。

本町では、慈愛園へ委託により事業を実施。

## (5) 乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。

### ■ ■ 量の見込みと確保方策 ■ ■

(単位：人)

	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
① 量の見込み	69	68	67	66	65
② 確保方策	69	68	67	66	65

#### 【確保の内容】

0歳児の推計人口を対象者数とし、見込量を算出。  
すべての家庭を訪問する。

**(6) 養育支援訪問事業及び要保護児童対策地域協議会その他の者による要保護児童等の支援に資する事業**

**●養育支援訪問事業**

乳児家庭全戸訪問事業により把握した特に支援を必要とする妊婦や児童に対して、訪問し相談や支援を行う事業です。養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。

**●子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業**

要保護児童対策協議会（子どもを守る地域ネットワーク）の機能強化を図るため、調整機関職員やネットワーク構成員（関係機関）の専門性強化と、ネットワーク機関間の連携強化を図る取組を実施する事業です。

**■量の見込みと確保方策■**

(単位：人)

	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
① 量の見込み	10	10	10	10	10
② 確保方策	10	10	10	10	10

**【確保の内容】**

**●養育支援訪問事業**

子どもの成長発達のフォロー、それに関して保護者の不安がある場合、母親の産後うつや育児ストレスによる精神的疲労、虐待リスクのある場合などは継続支援を行っている。(年間10件前後見込)

**●子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業**

要保護児童対策地域協議会を中心に関係機関の連携を図りながら、虐待の未然防止、リスクの把握、早期対応のできる環境づくりを進める。

## (7) 地域子育て支援拠点事業

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

### ■ ■ 量の見込みと確保方策 ■ ■

(単位：人／回)

	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
① 量の見込み	404	385	405	400	394
② 確保方策	404	385	405	400	394

(※人／回：月間の利用人数×利用回数)

#### 【確保の内容】

ニーズ調査結果をもとに国の手引きにより見込量を算出。  
竜野保育園に委託して事業を実施。

## (8) 一時預かり事業

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、保育所等で一時的に預かりを行う事業です。

### ア 幼稚園における在園児を対象とした一時預かり事業【幼稚園型】(預かり保育)

#### ■ ■ 量の見込みと確保方策 ■ ■

(単位：人日)

		令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
①量の 見込み	1号認定	0	0	0	0	0
	2号認定	801	855	779	774	737
	合計	801	855	779	774	737
②確保方策		801	855	779	774	737

(※人日：年間の利用人数×利用日数)

#### 【確保の内容】

ニーズ調査結果をもとに国の手引きにより見込量を算出。  
幼稚園利用者を把握のうえ、事業所へ委託。  
2019年度園児数：幼稚園利用1名、認定こども園利用10名

イ 幼稚園における在園児を対象とした一時預かり事業【幼稚園型を除く】(預かり保育) 以外

■ ■ 量の見込みと確保方策 ■ ■

(単位：人日)

	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
① 量の見込み	40	40	40	40	40
② 確保方策	40	40	40	40	40

(※人日：年間の利用人数×利用日数)

**【確保の内容】**

ニーズ調査結果をもとに国の手引きにより、実績の最大値を踏まえて見込量を算出。

**(9) 病児・病後児保育事業**

病児・病後児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等する事業です。

■ ■ 量の見込みと確保方策 ■ ■

(単位：人日)

	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
① 量の見込み	42	42	42	42	42
② 確保方策	42	42	42	42	42

(※人日：年間の利用人数×利用日数)

**【確保の内容】**

ニーズ調査結果をもとに国の手引きにより見込量を算出した結果、実績値とのかい離がみられたため、過年度実績の最大値を見込量とする。

広域（甲佐町、御船町、嘉島町）において病気の回復期にある児童を預かる病後児保育を実施。

## (10) ファミリー・サポート・センター事業

児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

### ■ ■ 量の見込みと確保方策 ■ ■

(単位：人日)

	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
① 量の見込み	155	157	153	141	130
② 確保方策	155	157	153	141	130

(※人日：年間の延べ日数)

#### 【確保の内容】

ニーズ調査結果をもとに国の手引きにより見込量を算出し、利用実績とのかい離を補正。

NPO法人子育て談話室へ委託により実施。

2019年4月1日現在登録者数：利用会員172名、協力会員31名、両方会員7名

## (11) 妊婦健康診査

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

### ■ ■ 量の見込みと確保方策 ■ ■

(単位：人)

	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
① 量の見込み	69	69	68	67	66
② 確保方策	69	69	68	67	66

#### 【確保の内容】

0歳児の推計人口の前年を対象者数とし、見込量を算出。

一人当たり14回実施。



## 4. 「新・放課後子ども総合プラン」に基づく市町村行動計画

### (1) 新・放課後子ども総合プランの目的

子どもが保育所等から小学校に進学する際、保育所と比べると放課後児童クラブの開所時間が短いため、仕事と育児の両立が難しくなる事を「小1の壁」といいます。

国では、「小1の壁」を打破し、次代を担う人材を育成するため、平成26年度に「放課後子ども総合プラン」を策定し、受け皿の整備などを推進してきました。

しかし、近年、女性の就業率の上昇等により、さらなる共働き家庭等の児童数の増加が見込まれていることから、国は引き続き共働き家庭等の「小1の壁」・「待機児童」を解消するとともに、全ての児童が放課後を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、さらなる受け皿の整備や学校施設の徹底的な活用を目標として掲げ、「新・放課後子ども総合プラン」を策定しました。

このプランでは、市町村においても、すべての児童の安全・安心な居場所づくりの観点から、放課後児童クラブおよび放課後子ども教室を計画的に整備することが求められています。

### (2) 放課後児童クラブの年度ごとの量の見込み及び目標整備量

全ての児童の安全・安心な居場所づくりの観点から、小学校の余裕教室等の活用や、教育と福祉との連携方策等について検討しつつ、放課後児童クラブ及び放課後子供教室を計画的に整備等していく必要があります。本町では現在、放課後児童クラブ3施設と乙女小学校において放課後子ども教室を実施しています。今後も、実施内容や体制面など含めて検討します。

(単位：箇所)

	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
放課後児童クラブ	3	3	3	3	3	3
放課後子ども教室	1	1	1	1	1	1

### (3) 特別な配慮を必要とする児童への対応

子ども一人ひとりの個性やニーズを把握し、集団活動のメリットを生かしながら、適切な支援を行うことができるよう、指導員の知識とスキルの向上を図るとともに、支援の体制や環境の整備に努めます。

また、小学校をはじめ関係機関との連携を密にし、保護者とも情報の共有を図ることで、指導に一貫性が確保されるよう努めます。

#### **(4) 各放課後児童クラブにおける育成支援の内容に関する、利用者や地域住民への周知を推進させるための方策**

放課後児童クラブの育成支援内容については、ホームページやリーフレット、広報等を活用し、利用者や利用を検討している保護者、地域住民等に周知し、地域に根差した放課後児童クラブの運営を目指します。

### **5. 子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保の内容**

現在、本町には保育園（所）が5園あります。現在の保育施設を活用し、児童・保護者の教育・保育の利用状況および利用希望に沿って教育・保育施設の適切な利用が可能となるよう努めます。

### **6. 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保**

令和元年10月から実施の幼児教育・保育の無償化に伴い、新たに「子育てのための施設等利用給付」が創設されました。この給付の実施に当たっては、保護者の経済的負担の軽減や利便性等を勘案しつつ、支給方法について公正かつ適正な支給を担保できる給付を行うとともに、特定子ども・子育て支援施設等に対しても必要に応じ、保護者の利便性向上等を図るため給付の方法や事務手続きの変更について検討します。

### **7. 産後の休業・育児休業後の施設の円滑な利用の確保**

保護者が産休・育休明けの希望する時期に、円滑に教育・保育施設等を利用できるよう、保護者に対する情報提供・相談支援体制の充実・強化を図ります。

- ・ホームページ等を活用した情報提供体制の充実
- ・妊娠届出時や乳児家庭全戸訪問事業時における情報提供の充実
- ・地域子育て支援拠点事業における情報提供の充実

## 8. 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する県施策との連携

### (1) 子どもの虐待防止対策の充実

養育に問題を抱え、支援を必要とする家庭を早期に把握するため、民生児童委員をはじめとした地域住民との連携を強化し、子どもの虐待の発生予防を図るとともに、早期発見、早期対応に努めます。

また、児童相談所の権限や専門性を要する場合には、遅滞なく介入を求められるよう、日頃から関係機関との連携を強化し、密接な情報の共有を図ります。

#### ① 関係機関との連携及び相談体制の強化

子ども・子育てに関する切れ目のない相談体制確立のため、行政、保育・教育施設及びその他関係機関と連携して、子どもに関わる相談に対応していきます。また、子どもの問題、家庭の問題の解消を目指し、安定した家庭で育ち、安心して社会生活を送ることができるよう相談体制の強化に努めます。

「甲佐町要保護児童対策地域協議会」では、代表者会議、実務者会議、ケース会議を開催し、情報の共有化を図り、虐待事例の検討をはじめ、要保護・要支援児童に組織的に対応するため、関係機関の専門性を有する職員と連携を図るとともに、熊本県等が実施する研修会等に積極的な参加を促し調整機関職員のスキルアップに努め、体制の強化及び資質の向上を図ります。

さらに、一時保護などの実施が適切と判断した場合や児童相談所の専門性や権限を要する場合には、児童相談所等へ速やかに通知を行うほか、適切に援助を求めつつ、相互協力と連携強化を図ります。

#### ② 発生予防、早期発見、早期対応等

子どもの虐待の発生予防、早期発見、早期対応等のため、健康診査や保健指導等の母子保健活動や地域の医療機関等との連携、乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん訪問）等を通じて、妊娠、出産及び育児期に養育支援を必要とする子どもや妊婦の家庭を早期に把握するとともに、速やかかつ適切な支援につなげるようにします。

また、医療機関とも効果的な情報の提供及び共有を行い、児童虐待の早期発見・早期対応に努めます。

令和元年12月から、児童相談所虐待対応ダイヤル「189」の通話料が無料化され、これまで以上にいち早く通告・相談ができる体制整備がなされました。住民に対し児童相談所虐待対応ダイヤル「189」を周知することで、地域で見守る仕組みづくりを強化します。

### (2) ひとり親家庭の自立支援の推進

ひとり親家庭の自立支援では、母子及び父子並びに寡婦福祉法、同法に基づく国の基本方針及びこれに即して熊本県が実施するひとり親家庭支援事業の充実を図り、子育て・生活支援策、就業支援策、経済的支援策を柱として総合的な自立支援を推進します。

### (3) 障がい児施策の充実等

障がいの原因となる疾病及び事故の予防、早期発見並びに治療の推進を図るため、妊婦及び乳幼児に対する健康診査の受診並びに学校における健康診査等の実施を推進することが必要です。また、障がい等により支援が必要な子どもの健全な発達を支援し、身近な地域で安心して生活できるようにする観点から、育成医療費の給付のほか、年齢や障がい等に応じた専門的な医療や療育の適切な提供が必要です。

保健、医療、福祉、教育等の各種施策の連携により、在宅支援の充実、就学支援を含めた教育支援体制の整備等、一貫した総合的な取組を推進するとともに、児童発達支援センター等による地域支援・専門的支援の強化や保育所等訪問支援の活用を通じて、特別な支援が必要な子どもとその家族等に対する支援の充実に努めます。

さらに、自閉スペクトラム症、学習症（LD）、注意欠如・多動症（ADHD）等の神経発達症のある子どもには、その状態に応じて、可能性を最大限に伸ばし、子どもが自立して社会参加するために必要な力を養うため、教諭や保育士など子どもを支援する職員の知識の習得や資質向上を図る必要があります。

そして、保護者が子どもの障がいを特性として受容できるよう、早期に適切な相談が受けられる体制整備を図るとともに、地域の理解が得られ家族が孤立することなく子育てを行えるよう、社会的理解を促す啓発活動の推進に努めます。

保育・教育施設等においては、円滑な支援の提供のため、受入れ環境及び体制を整えるとともに、受入れに当たっては、保護者、行政、保育・教育施設等の関係者と必要な支援等について共通理解を深めるため、十分な情報共有と合意形成を図ることが求められます。

## **9. 労働者の職業生活と家庭生活との両立のために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携**

仕事と家庭を両立することができ、各々のライフスタイルに応じた多様な働き方ができる社会は、生活に潤いと豊かさをもたらすと考えられます。仕事と生活の調和、いわゆるワーク・ライフ・バランスの実現のため、職場での働き方や家庭での役割分担を選択できる環境の整備や、意識の醸成に継続的に取り組む必要があります。また、企業等民間団体に対しても、こうした取組の共通理解の促進や労働環境の整備に向けた啓発をしていく必要があると考えます。

### **(1) 働きやすい職場環境の整備**

教育・保育の施設給付や地域子ども・子育て支援事業の充実等を通じて、町民一人ひとりがワーク・ライフ・バランスを実感できる環境づくりを進めます。

### **(2) 育児休業等制度の周知**

企業等民間団体への制度の周知や、行政機関においても育児休業等を取得しやすい職場環境の醸成に努めます。

### **(3) ワーク・ライフ・バランスに関する意識啓発**

誰もが働きやすい労働環境の改善に向けた各種啓発、情報提供に努めます。あわせて、子育て期間中を含めた男女双方の働き方の見直しについて、広報・啓発に努めます。

## 第6章 計画の推進に向けて

### 1. 関係機関等との連携

本町では、質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を提供するため、円滑な事務の実施を含め庁内関係部局間の密接な連携を図るとともに、県との間においても、必要な情報を共有し、共同で指導監督を行う等相互に密接な連携を図ります。

また、住民が希望する教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を円滑に利用できるよう、町域を超えた利用を想定して、近接する市町と連携を図り、迅速に調整等が行われるように努めます。

さらに、質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を実施し、地域の実情に応じて計画的な基盤整備を行うため、行政と教育・保育施設の実施主体等が相互に連携し、協働しながら取組を進めていきます。

### 2. 計画の達成状況の点検・評価

#### (1) 計画の評価

本町では、第2期計画の推進に向け、子ども・子育て支援の着実な推進を図るため、引き続き甲佐町子ども子育て会議で点検・評価を行っていきます。福祉課が中心となって、毎年度進捗状況を把握・点検し、必要に応じて「甲佐町子ども・子育て会議」において、その内容について評価を行います。

また、本計画の記載内容である教育・保育事業や地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」及び「確保方策」については、国の制度や社会状況の変化によって大きく変動することも起こりうることから、必要に応じて見直しを行うこととします。

## (2) PDCAによる点検

行動計画の推進にあたっては、PDCAサイクル<sup>\*</sup>を確立し、各年度において計画の実施状況を把握・点検、見直しを行います。

### i) 計画する(Plan)

推進組織は、本計画を基盤として、町民や事業者からの意見を踏まえ、年次目標を設定し、年次実施計画を策定します。

### ii) 実行する(Do)

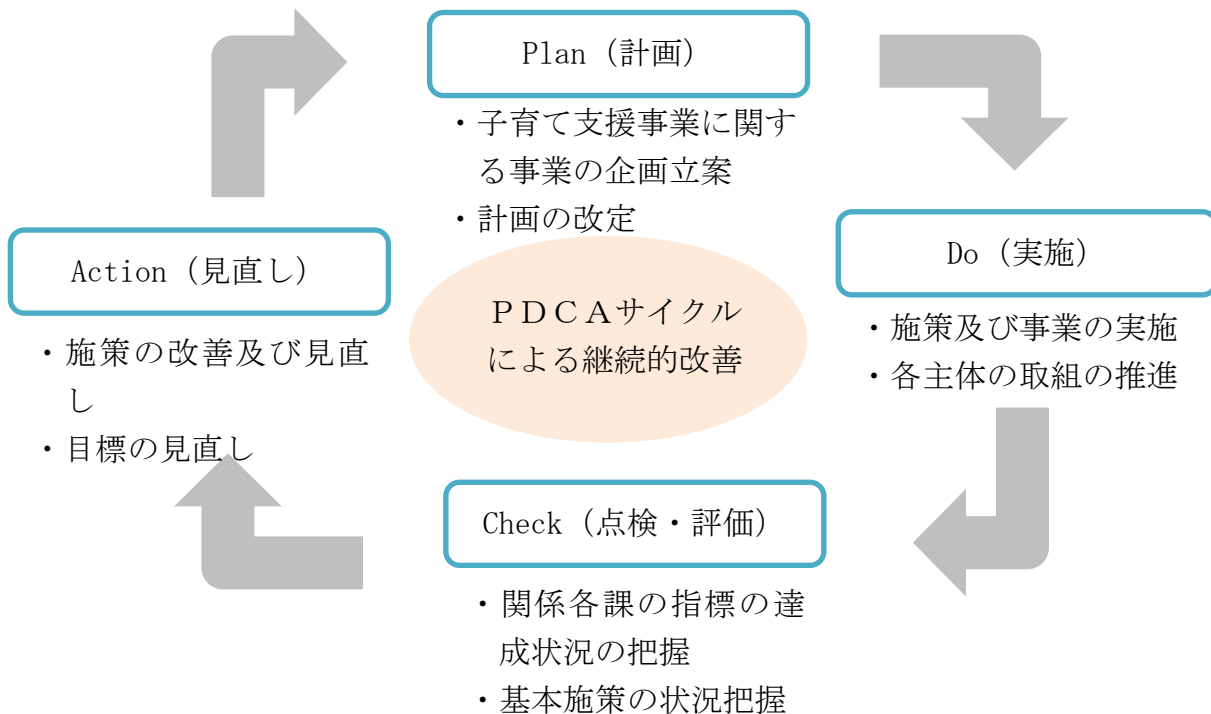
事業の実行者は計画の基本理念に基づき、各種施策を展開していきます。進捗状況については、事務局が、把握して必要に応じて推進組織に報告、調整を行います。

### iii) 点検する・評価する(Check)

推進組織は、実施した取り組みについて内容の把握と分析を行い、相対的な評価と各数値目標の達成状況を関係機関へ周知するとともに広く住民に公表して意見を募ります。

### iv) 見直す・改善する(Action)

推進組織は、点検・評価結果に対して寄せられた意見について検討し、実施計画への反映と、必要に応じて計画の見直しを行います。



<sup>\*</sup> PDCAサイクル：業務プロセスの管理手法の一つで、計画(plan)→実行(do)→評価(check)→改善(action)という4段階の活動を繰り返し行なうことで、継続的にプロセスを改善していく手法。

## 第7章 資料編

### 1. 甲佐町子ども・子育て会議条例

平成30年3月20日

甲佐町条例第4号

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第77条第1項の規定に基づき、甲佐町子ども・子育て会議(以下「子育て会議」という。)を置く。

(組織)

第2条 子育て会議は、委員15名以内で組織する。

2 委員は次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 子どもの保護者
- (2) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (3) 子ども・子育て支援に関し学識経験を有する者
- (4) その他町長が必要と認める者

(委員の任期)

第3条 子育て会議の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第4条 子育て会議に会長及び副会長各1名を置く。

- 2 会長は、委員の互選によりこれを定める。
- 3 副会長は、会長が指名する委員をもって充てる。
- 4 会長は、子育て会議を代表し、会務を総理する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 子育て会議の会議(以下この条において「会議」という。)は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 会議は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は委員以外の者に対し、資料の提出を求めることができる。



(庶務)

第6条 子育て会議の庶務は、福祉課において処理する。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が子育て会議に諮って定める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

## 2. 甲佐町子ども子育て会議委員名簿

順不同・敬称略

NO	関係機関	氏 名	備 考
1	保育園園長代表	緒方 輝久	緑川保育所
2	主任保育士代表	上田 由美子	竜野保育園
3	保護者代表(保育園)	佐藤 竜也	若草保育園
4	小学校長代表	川上 輝美	乙女小学校校長
5	保護者代表(小学校)	岸元 由希	龍野小学校
6	保育所	藤井 将志	医療法人 谷田会
7	養護教諭代表	宗 小百美	龍野小学校養護教諭
8	民生・児童委員	米村 千晶	主任児童委員
9	社会福祉協議会	市丸 由香	
10	甲佐町副町長	師富 省三	
11	甲佐町教育長	蔵田 勇治	
12	学校教育課長	荒田 慎一	
13	社会教育課長	吉岡 英二	
14	総合保健福祉センター	藤本 佑子	保健師

---

---

第2期 甲佐町こどもゆめプラン  
令和2年度～令和6年度

---

令和2年3月

発行 甲佐町 福祉課

〒861-4696

熊本県上益城郡甲佐町豊内719番地4

電話(096)-234-1114

---

---

